

## 平成26年第4回那須烏山市議会9月定例会（第3日）

平成26年9月4日（木）

開議 午前10時00分

散会 午後 3時51分

## ◎出席議員（18名）

1番	相馬正典	2番	小堀道和
3番	滝口貴史	4番	矢板清枝
5番	望月千登勢	6番	田島信二
7番	川俣純子	8番	渋井由放
9番	久保居光一郎	10番	渡辺健寿
11番	高德正治	12番	佐藤昇市
13番	沼田邦彦	14番	樋山隆四郎
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	小森幸雄	18番	平塚英教

## ◎欠席議員（なし）

## ◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	國井豊
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	羽石徳雄
総合政策課長	坂本正一
秘書政策室長	福田光宏
総務課長	清水敏夫
税務課長	小口久男
市民課長	大野治樹
福祉事務所長兼健康福祉課長	樋山洋平
こども課長	青木敏
農政課長	堀江豊水
商工観光課長	堀江功一
環境課長	雫友二

都市建設課長	高 田 喜一郎
上下水道課長	大 谷 頼 正
学校教育課長	網 野 榮
生涯学習課長	佐 藤 新 一
文化振興課長	両 方 裕

◎事務局職員出席者

事務局長	平 山 隆
書 記	塩野目 庸 子
書 記	藤 野 雅 広

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

---

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（佐藤昇市） おはようございます。定例会第3日目、一般質問2日目でございます。本日も議会傍聴に足を運んでいただきまして、大変御苦労さまでございます。

ただいま出席している議員は18名全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 一般質問について

○議長（佐藤昇市） 一般質問を通告に基づき行います。なお、議会運営に関する申し合わせにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて90分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の90分を超えた場合は制止いたしますので、御了解願います。なお、質問、答弁は簡潔明瞭に行うよう、この際お願いしておきます。

通告に基づき3番滝口貴史議員の発言を許します。

3番滝口貴史議員。

[3番 滝口貴史 登壇]

○3番（滝口貴史） 皆様おはようございます。傍聴の皆様、御苦労さまでございます。議長より発言の許可をいただきました3番滝口貴史でございます。

昨日は第2次安倍内閣におきまして改造が行われました。再任を含めた18名の大臣に日本のかじ取りを期待したいと思います。

最近の異常気象を鑑みて、自然災害の恐ろしさを改めて考えた次第であります。昨日からけさにかけても、日光市、群馬県との県境におきまして震度5弱の地震、また、けさにかけても地震が頻発しております。本県では、鹿沼市から栃木市にかけて先月突風の被害がございました。また、広島県を初め多くの県で土砂災害が起こって、お亡くなりになられた方もおられます。謹んで御冥福をお祈りいたしますとともにお見舞いを申し上げ、いち早い復興を御祈念申し上げます。

この夏に私は震災の復興支援に行ってまいりました。まだ生活ができない、日中だけ一時帰宅が許されている福島県双葉郡内を視察、支援に行ってまいりました。テレビで見るような復興はいかにも進んでいるようにも見えますが、現状はまだまだであります。引き続き応援していきたいと思っております。

県内の放射能指定廃棄物の場所は荒川の上流域であり、本市の水源、水がめでもあります。市長としての対応は昨日の中山議員の質問でお聞きいたしました。長い問題となりますので、

議員、執行部皆様とともに考えていきたいと思えます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。今回、私は6つ質問させていただきます。

初めに、正しい日本地図であります。近年、我が国の領土・領海問題が多くのところでも顕在化しております。とりわけ北方領土、竹島、尖閣諸島であります。我が国の将来を担う子供たちが自国の領土・領海を正しく理解することは極めて重要であります。現在、日本の国土は37万平方キロメートル、世界で61番目の大きさの国です。海の広さ、領海、12海里と排他的経済水域200海里を合わせると447万平方キロメートルにもなり、世界で6番目の広さとなります。海の深さまで入れると世界で4番目の面積となります。北は択捉島から南は沖ノ島島3,020キロメートル、東は南鳥島から西は与那国島まで3,143キロメートルと実に広い範囲を持っていることがわかります。現在、世界有数の経済国家となった日本ですが、大海に囲まれ、数千の山島から成る海洋国家であることは間違いありません。

我が国の学校教育においては、学習指導要領等を踏まえ、小学校から高等学校まで各学校段階において、児童生徒の発達段階に応じ領土に関する教育が行われています。文部科学省においては、平成26年1月、我が国の領土に関する教育等の一層の充実を図るため、中学校学習指導要領解説のうち社会編の一部、また、高等学校学習指導要領解説のうち地理・歴史編及び公民編の一部について所要の改訂を行いました。平成25年度現在、教科書については、小学生には北方領土、中学生には北方領土と竹島、高等学校では北方領土、竹島、尖閣諸島について記述がなされています。現在使われている教科書、副読本、地図帳、資料集などに掲載されている地図は間違いではありませんが、沖縄県や北海道が別の場所に移動されて掲載されているものも多く見えます。これでは子供たちに正しく領土・領海を認識されていないのではないかと考えられます。

この正しい日本地図の先進地域の熊本県におきましては、子供のうちから日本の領土・領海を正しく知ろうと、県独自で国土地理院を通して正しい日本地図をつくり、県内の中学校、高等学校、支援学校等約1,200カ所に配置をしております。また、岐阜県では、同様の地図に加えて排他的経済水域、EEZをあわせた正しい日本地図を来年から配置する予定であります。同様に三重県津市や同じく三重県紀宝町でも同様の地図が採用されるようです。この正しい日本地図を見て、子供たちが自然に日本の領土・領海、排他的経済水域を学ぶことにより、日本という国を愛する心の醸成もあわせてできると考えます。このことは、授業でいうと、1年間のうち、社会、地理の中では限られた時間の中でしか学べません。常に教室に掲示されていれば自然と学べると思えます。ぜひ那須烏山市小中学校全ての教室の中に配置はできないのか、お考えをお聞かせ願いたいと思えます。

次に、道徳教育であります。近年、痛ましい事件の記事や報道をメディアで見ない日はないように思います。戦後の日本では道徳教育は非常にやりにくくなり、はっきりとした道徳の基準を学校で教えられなくなっています。戦後教育にどっぷりつかってまともな道徳教育を受けたことがない私たちのような世代がふえ、親が子へ道徳を伝えることができなくなったのもこうした状況に大きく影響しているのではないのでしょうか。

大変痛ましい出来事でありました東日本大震災は、凶らずも日本人にはまだ岩盤のような道徳の基礎が残っていたということを私たちに知らしめました。外国では、災害が起きると、混乱に乗り商店が襲われたり暴行や略奪が起こります。しかし、日本では、阪神・淡路大震災のときもそうでしたが、非常時でも決して卑しいことはしてはいけないということが心の奥底にあり、略奪が起こることはほとんどありませんでした。そして被災地では、被災者が、それぞれが被災者にもかかわらず、相手のことを思いやり、避難所では規律正しく行動しました。日本国民の冷静さや規律正しさ、献身的な振る舞いに世界中が感銘し、賞賛されました。外国人が、このようなことがどうしてできるのか尋ねられましたが、日本人だからとしか答えられません。これがまさに日本人の道徳心ではなかろうかと思えます。

道徳教育は、児童生徒が人間としてのあり方を自覚し、人生をよりよく生きるためにその基盤となる道徳性を育成しようとするものであります。その教材である『わたしたちの道徳』は、『心のノート』の後継として本年4月より全国に配付されています。このすばらしい教材、『わたしたちの道徳』が学校の道徳の時間で正しく使われているのでしょうか。また、「道徳の時間はもちろん、学校の教育活動全体を通じて、また、家庭や地域においても活用することが期待されます」とありますが、この本は持ち帰ってはいけないと指導している学校もあります。「家庭や地域における活用」とありますが、教育長の見解をお聞かせ願いたい。

3つ目の質問です。先ほど冒頭でも申しましたが、栃木県では、8月10日午前11時半ごろ、台風11号の接近に伴い、鹿沼市、栃木市、壬生町で突風、竜巻が発生しました。宇都宮気象台によると、南北に7.5キロの範囲で被害が確認されております。この竜巻は台風を中心から500キロメートル離れた以上で大きな被害が出ました。気象庁によると、レインバンドと呼ばれる帯状に達した積乱雲が原因だと言われています。鹿沼市、栃木市では延べ600棟以上が何らかの被害を受けたと報告を聞いております。

このときの台風は、先ほど500キロメートルと言いましたが、台風の中核は兵庫県にございました。兵庫県にありましたが、関東上空に午前8時ごろから、神奈川県から群馬県に至る南北150キロにわたってレインバンドが発生、高さ10キロほどに発生し、昼にかけて栃木県あたりまで移動してまいりました。台風の東側に反時計回りの渦が引き込まれるように南から湿った空気が大量に入り込み、この風が別の方向から吹く風、山などにぶつかって上昇気流

が生じ、台風のへりに沿うように積乱雲が急発達しました。勢力が強く大きい台風の場合は、中心から1,000キロ近く離れた場所でも竜巻が起こる可能性が高いと最近の研究でわかったそうです。近年、県内でも真岡市、鹿沼市、矢板市で同様の被害が毎年のように起こっています。万が一に備えなければいけません。これに関する対策をお願いしたい。

4つ目の質問です。先月、清流荒川高瀬地区で水難事故が起きました。高校生のとうとい命が奪われてしまいました。謹んで哀悼の意を捧げたいとともに、御冥福をお祈り申し上げます。昨年も荒川の藤田地区で中学校の生徒が水難事故で亡くなりました。2年続けてのことです。市としても早急に対策なり、川での遊泳の禁止や重い注意喚起を考えなければならないと思います。全国的にも水難事故はなくなっておりません。栃木県は海なし県であり、河川での遊泳は昔から普通に行われていました。しかし、楽しいことばかりでなく、危険があることもあわせて家庭、学校、地域を中心に教えていかなければなりません。さらに、この事故は子供同士で遊んでいたから起こった事故だけではないと思います。仮に親や近くに大人の方がいても起こっていたかもしれません。事故は起こってからでは遅いのです。未然に防ぐのが大切であると思います。対策をお聞かせ願いたい。

5つ目の質問です。那須烏山市は2005年、平成17年10月1日、烏山町と南那須町の新設合併により発足した市でございます。いわゆる平成の大合併で本市も合併し、来年度は市制10周年の節目の年に当たります。市民を挙げて記念行事を行う予定はあるのか、市制施行10周年を市民みんなで盛り上げるため、さまざまな事業を行うことが市の活性になるかと考えます。このような執行部の考えをお聞かせ願いたいと思います。

最後に6つ目の質問となります。日本には一体祭りが幾つあるのか。我々が所属している神社本庁が以前行った全国祭祀祭礼総合調査によると、その数は全国で約30万件にも達するというまさに世界に誇るお祭り大国であるということがわかっております。今、全国各地で脈々と継承してきた地域固有の祭りに創意工夫を加えて活力を取り戻そうという動きが活発化しております。伝統的な祭りには、例外なく神事や物理的、宗教的要素が根源にあります。神に奉納するという目的で演じられているのが神楽、舞楽というのは神事芸能といい、仏教と関連する獅子舞とか念仏踊りとかは仏事芸能と呼ばれています。

ところが、これらの芸能は時代とともに神事や仏事から独立し、さらに経済や文化の発展によって芸能に新しい時代の息吹が与えられるようになると、独自の芸能として洗練され、今日見るようないわゆる伝統的な祭りの核をなして、定着するようになりました。このように祭りには神事や仏事等の儀式の面と芸能の面の遊びといった二面性をあわせ持つものであり、しかも蘇生、つまり、祭りを通じて新しいエネルギーを人間の体内に蓄えて、あしたからの労働にいそむという狙いがありました。さらに、祭りは人の心を一つに束ねるという意味の祭りと

いう語源から発して祭りという語に転化したという説もあります。その意味において、祭りは地域共同体にとって不可欠のものだったとあります。しかし、現代社会では、祭りの楽しみ方、考え方が時代とともに変わってきており、なぜ私が祭りに出なければいけないのか、そういった子供たち、父兄の考えも聞こえております。

そのお祭りの中でも、我が市が有します国の重要無形文化財である山あげ行事ほか市内の祭りについて質問いたします。ことしの山あげ祭は8万人という観光客が市内外から訪れました。ユネスコ世界文化遺産登録の予定の山あげ行事、これから市としてはどのように参画していく予定か。何といても市内の人口減少問題とかかわっております。世界に誇れる祭りをどのように継続していくのかお聞かせ願いたい。

この世界に誇れるという祭りを継承していくということは、財政面も高くかかります。多大にかかります。また、市内には山あげと同じく、三箇の塙の天祭等々の無形文化財があります。同様に市の文化財に指定されているお祭りもたくさんありますが、これからの将来がどのようになるか、不安にたえません。どのような対策をとっていくかお聞かせ願いたい。

以上、1回目の質問を終わりにいたします。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは3番滝口貴史議員から、正しい日本地図についてから祭りについてまで、大きく6項目にわたりまして御質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず1番目の正しい日本地図について、2番目の道徳教育については教育のあり方等についての御質問でございますので、後ほど教育長より答弁をさせていただきます。御了承いただきたいと思います。

3番目の竜巻による災害対策についてお答えをいたします。気象庁では、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対しまして注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報といたしまして竜巻発生確度ナウキャストを分布、図形図の情報といたしまして気象庁ホームページ、あるいは防災機関等宛て提供しておりまして、当該情報は本市にも提供をされております。

竜巻発生確度ナウキャストでは、気象ドップラーレーダーなどから、竜巻が今にも発生する、または発生している可能性の程度を推定し、これを発生確度という用語で表現しております。その発生確度を10キロメートル格子単位で解析して、その1時間後、10分から60分先までの予測を行うものであります。発生確度には、予測的中率1%から5%の発生確度1、予測的中率5%から10%の発生確度2の2種類があります。市といたしましては、気象庁から発

表されます10キロメートル四方のメッシュ図を照らし合わせながら、発生確度2が発表された場合、当該情報を防災メールを通じまして注意喚起をする、このようにいたしております。

竜巻に対する注意が必要なのは積乱雲の近くにいる人だけでございますので、真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなるとか、雷鳴が聞こえたり雷が見えたりするとひやっとした冷たい風が吹き出すとか大粒の雨やひょうが降り出すという兆候が出てきた場合には、積乱雲が近づいているということでございますので、頑丈な建物に移動するなどの安全の確保が必要となっております。

竜巻の恐ろしさは、風により巻き上げられた瓦、看板などが猛スピードで飛んでまいりますので、こういった飛散物に当たると命を落したり重軽傷を負ったりするので注意が必要と、このように言われております。また、頑丈な建物の中に避難をする際にも、窓ガラスから遠く離れるよう注意を払うことも重要となります。加えて、今年9月2日より、竜巻注意報の発表に際し、竜巻の発生が確認できた事例のうち約3割で最初の竜巻から6時間以内に同一府県または近隣府県で別の竜巻が発生しており、竜巻の目撃情報を即時的に活用することで従来に比べまして発生確度が高くなることを踏まえまして、当該注意情報が発表された際には時期を逸することなく住民等へ伝達するよう国から助言があったところでございます。

今後は、竜巻発生が目撃情報があった際の竜巻注意情報における注意喚起、防災行政無線、防災メール、多様な手段を活用して住民の皆さん方へ速やかな伝達に努めることといたしております。

なお、安全対策の一つといたしまして、幼稚園、保育園、小中学校におきましては一般家庭よりも破損しにくい学校用強化ガラスを採用しており、万一破損した場合でも強化ガラス特有の粒状の破片となりまして、破片による2次災害の軽減対策をとっております。さらに、破片飛散防止策といたしましては、窓ガラス表面にフィルム貼付を施しまして破片の飛散そのものを防止することも可能でありますので、将来的には安全対策のほかにも防犯対策に寄与できる園舎、校舎の南側の窓側を中心といたしまして検討してまいりたいと考えております。「備えあれば憂いなし」という格言のように、今後においても未然に災害を防止する、そのような観点から、市民の安全・安心を担保するためにも、市民の皆さん方の多くの方々に対しまして火災・防災情報メール配信サービスの登録を促進いたしまして、さらなる啓発・普及を図ってまいりたいと、このように考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

河川での水難事故についてお答えをいたします。答弁の前に、水難事故に遭われましてお亡くなりになりました高校生に対しまして謹んでお悔やみを申し上げますとともに、心から御冥福をお祈りいたします。

さて、水難事故件数等に関する概況ですが、昭和50年中の全国における年間の水

難事故発生件数は4,654件、平成25年度中の全国における年間の水難事故発生件数は1,459件と右肩下がり推移しているのが実情であります。県内を見ても、平成24年中の水難事故発生件数は15件、死者・行方不明者9人、平成25年度中の水難事故発生件数14件、死者・行方不明者は10人とほぼ横ばいの状況にあるようであります。本市におきましては、平成25年度の水難事故発生件数3件、死者、行方不明者は1人という結果でございます。

本市の水難事故に対する対策であります。今回の悲しい事故を受けまして教育委員会においては、夏休み期間中、即座に学校単位での河川における危険箇所の巡回を教職員を中心に実施をさせていただきました。また、遊泳危険箇所を周知するための看板、これを高瀬地内、森田地内、藤田地内、これは2カ所になりますが、宮原地内、野上舟戸地内の河川敷に設置をするなど緊急な水難事故防止に向けた措置を講じたところでもあります。また、過日の行政区長会議等の席上におきましても、今回の水難事故を踏まえまして、地域住民に監視の目を光らせていただくよう協力要請もお願いをしたところでもあります。

さらに市といたしましては、危機管理という観点から、河川管理者等に対しまして河川水難事故を未然に防止できるような取り組みを実践されるよう協力要請をいたしております。また、市のホームページや防災メールを通じ水難事故防止の周知徹底を図ることで考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

5番目の那須烏山市発足10周年についてお答えをいたします。議員御指摘のとおり、平成17年10月1日に、旧烏山・南那須2町合併によりまして誕生いたしまして来年10周年を迎えますことは御承知のとおりであります。合併当初は毎年度10月1日に合併記念式典を開催し、記念講演会等を実施してまいりました。平成22年度に合併5周年を迎えましたことを機に合併記念式典から市表彰式に形を変えて、現在では毎年10月に市表彰式の実施をしている、このような実情でございます。

合併2周年の平成19年10月1日には、市の木、花、鳥、魚をそれぞれケヤキ、コブシ、カラス、アユ、これに定めまして市のシンボルとしてきたところがございます。本年度は、合併10周年を前に、10年目という一つの節目でございます。そのようなこともございまして、那須烏山市民の歌、これを完成させていきたいと思っております。10月の表彰式に合わせて発表する予定であります。

さて、来年度の10周年に当たりましては、10月に記念式典を予定はしております。この内容につきましては、今後総務課を中心といたしまして協議・検討することになっておりますが、平成27年度を合併10周年の記念の年といたしまして、記念式典のみならず、年度内の行事、イベント等には合併10周年の冠をつけた上で、内容にも工夫を凝らしていきたいなど、

このように考えておりました、記念すべき節目の10周年を市全体で盛り上げていきたいと、このように考えております。

6番目の質問にお答えをいたします。これは祭りについてであります。1点目のユネスコに登録予定の山あげ行事に係る後継者や財政上の問題も含め、世界に誇れる祭りをいかに継続的に発展させていくのかとの御質問であります。議員御承知のとおり、本年3月に烏山の山あげ行事が全国32の国指定重要無形民俗文化財であります祭礼行事と一括されまして、「山・鉾・屋台行事」という名称でユネスコ無形文化遺産の代表一覧への記載を目指しながら、フランスのパリにあります国際連合教育科学文化機関ユネスコ事務局に申請されました。大変素晴らしい快挙でございまして、改めて関係各位に敬意と感謝を申し上げる次第であります。

今日の山あげ行事は、伝統行事という枠にとどまらず、関係者の日々の生活に極めて密接にかかわっております。地域コミュニティの形成、世代間の交流の場としての役割を担うとともに、市民全体が誇れる貴重な財産であります。市といたしましても、山あげ保存会、烏山市街地6町、関係団体等との連携を図りながら、人的・財政的な支援を行ってきたところでもあります。また、山あげ行事保存会では、国・県・市補助金を活用して計画的な道具類の修理も行っておりまして、当番町への財政的な支援、出演をする子供たちに対する舞踊、ときわずの指導及びおはやし団体等への助成を行いながら、山あげ行事の安定した開催や後継者の育成に努められておられます。

しかしながら、社会情勢、経済情勢の変化によりまして、この少子高齢化、また進展に伴いながら、若衆不足による若衆活動の休止や6町輪番制維持など、山あげ行事の保存及び継承を図る上でさまざまな問題が今顕在化してきているのも事実であります。山あげ保存会では、本年5月に開催した総会におきまして、6町輪番制を維持するために対象町、当番町ですね。これを支援するために新たな若衆組織の整備などについて保存会を構成する6町等の関係者の方々が真剣な議論を交わされまして、山あげ行事の保存・継承をどうするかのことも含めて、誰もが経験したことのない中で今模索・検討されております。また、輪番制を維持するための方策といたしまして、この山あげ保存会におきまして人材バンク、あるいは山あげ基金の創設についても若衆組織の整備と並行して検討していく予定となっております。

このようなことから、山あげ行事の保存団体であります山あげ保存会、烏山市街地6町、関係団体等とより一層の連携を図りながら、山あげ行事の自主性、主体性を尊重しつつ、安定した山あげ行事の継続的な開催に向けて市としてでき得る限りの支援をしてまいりたいと考えております。

2点目の市内にある伝統文化の継承について、後継者や財政上の問題に続いた市の対策についてお答えをいたします。現在市では、国選択無形民俗文化財であります塙の天祭、市指定無

形民俗文化財であります熊田太々神楽、森田獅子舞、下境ささら獅子舞、興野ささら獅子舞及び宮原八幡宮太々神楽の6つの保存団体に対しまして事業費の一部を補助いたしております。また、保存団体が所有いたします道具類の修理に伴う補助メニューもございますので、必要に応じて情報提供をさせていただいております。

しかしながら、後継者問題につきましては有効な手段がなく、市といたしましてもなかなか対策が講じられていない、これが現状であります。このようなことから、保存団体の方々との連携も図りながら、先進事例を調査研究しながら無形の民俗文化財の保全及びこの継承に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁終わります。

○議長（佐藤昇市） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 私のほうから、正しい日本地図について並びに道德教育についてお答えをさせていただきます。

まず、正しい日本地図でございます。国際化、情報化がますます進む中、空間を認知する能力を育てるために地図を活用することは義務教育課程における課題の一つであります。学習指導要領解説社会科編においては、小学校、中学校ともに地図帳の活用をより一層重視するよう明記されております。これまでも社会科を中心に、地図帳、かけ図、地球儀は大変有効な教材教具として授業の中で積極的に活用されてきました。特に地図帳は、教科書として児童生徒の全員が同じものを持っており、各種資料が集められた教材として活用価値の高い資料であると考えております。

さて、我が国の領土に関する教育については、小学校において、5年生の社会科で北方領土の問題について取り上げております。北方領土は我が国固有の領土で、現在ロシア連邦によって不法に占拠されていることや、我が国はその返還を求めていることについて学習しております。中学校においては、我が国の領土に関する教育のより一層の充実を図るため、ことし1月に学習指導要領解説の一部改訂が行われました。これまでの内容に加え、竹島については我が国固有の領土であることや韓国によって不法占拠されていること、韓国に対して累次にわたり抗議を行っていること等を扱うことが明記されました。また、尖閣諸島については、我が国固有の領土であり、現に我が国がこれを有効に支配しており、解決すべき領有権の問題は存在していないこと等を理解することが明記されております。明治期に我が国が国際法上正当な根拠に基づき竹島、尖閣諸島を正式に領土に編入した経緯について触れることも明記されました。また、北方領土や竹島に関し未解決の問題が残されていることや、現状に至る経緯、我が国が正当に主張している立場、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることを理解させることが明記され、尖閣諸島については、現状に至る経緯、我が国の正当な立場、解決す

べき領有権の問題は存在しないことを理解させることが明記されております。

これら改訂の趣旨を踏まえ、本市の子供たちが我が国の領域について適切な認識が持てるようにするためには地図帳の有効な活用が不可欠であります。そのためにも、小中学校の連携をより一層図るとともに、地図帳を社会科だけでなく他教科で利用したり、教室や廊下等に地図を常時掲載、掲示したりすることで地図を子供たちになれ親しませる工夫が必要であると考えます。今後も各学校で地図帳を有効に活用し、子供たちの発達段階に沿って系統的に指導することができるよう適切な支援及び環境の整備に努めてまいりたいと思います。

なお、小学校については、平成27年4月1日より教科書、地図帳を含む全教科が改訂されることになっております。あわせて中学校は28年4月1日から改訂の運びになる予定でございます。

道徳教育についてでございます。最初に、道徳教育のあり方及び市内小中学校の道徳教育への取り組みについて具体的に説明をいたします。学校教育においては、児童生徒が自由な意思と責任を持って行動し、自己実現を図るとともに、社会の中で他者とかわりながら生きていけるよう、一人ひとりの社会自立を目指した教育が実践されております。こうした社会自立の基盤としての道徳性を養う教育活動こそ道徳教育であります。

しかしながら、現在、生活習慣の乱れやコミュニケーション能力の低さ、責任感の欠如、モラルに欠ける行動など子供たちの道徳性に関する問題が指摘され、道徳教育の一層の充実が求められております。

このような今日的課題を踏まえ、学校においては、校長のリーダーシップのもと道徳教育推進教師を中心に全教職員が協力して道徳教育の推進に努めるとともに、道徳の時間をかなめとしつつ、日常生活のあらゆる場面で、人としてしてはならないこと、すべきことを戒めたり諭したりするなど適切な指導を行うことが重要であります。

市教委としては、道徳の時間及び全教育活動を通じた道徳教育の実践について指導・助言を行ってまいりました。その結果、道徳教育の全体計画の見直し、全教職員が共通理解の上で立って組織的な道徳教育の推進が図られるとともに、各教科等の特質に応じた道徳教育の洗い出し、教育課程への位置づけが行われております。子供たちの心に響く道徳時間の展開についても研究が深まり、体験活動との関連も図られるようになりました。また、日常的な生活場面を含むあらゆる教育活動の中で道徳的行為が身につくよう適切に指導がなされてきております。人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育むため、今後も、教えることと育てることをともに大切にしながら互いに関連づけて指導していくことで道徳教育の推進に一層努めてまいります。

次に、『わたしたちの道徳』の活用状況について御説明いたします。これが新しい教科書で

ございます。『わたしたちの道徳』の活用状況でございますが、『わたしたちの道徳』を教育活動で効果的に活用するために、学校においては、道徳教育の全体計画に活用の方針等を記載する、道徳の時間の年間指導計画に活用の仕方を記載する、活用の仕方等について校内研修を実施する、授業実践における校内研修の実施等の取り組みを実施してございます。『わたしたちの道徳』を道徳の時間の主たる教材として活用するばかりでなく、さまざまな学校の教育活動の場面や家庭や地域との連携を図る場面においても活用しております。

その実践的な具体的な活用状況は、道徳の時間、特別活動、各教科、総合的な学習の時間、学校での生活場面や教育活動、そして家庭や地域との連携でございます。『わたしたちの道徳』の読み聞かせの時間を教育課程に位置づけ、計画的、系統的に活用したり校内の道徳的環境整備のための掲示として活用したりするなど、取り組みをしている学校もございます。また、『わたしたちの道徳』を家庭や地域と連携して活用するために、家庭や地域の『わたしたちの道徳』について感想や意見をもらったり書き込みをしてもらったり、学年、学級、学校通信等で活用を呼びかけたりするなどの取り組みを実践している学校もございます。

『わたしたちの道徳』が、学校の教育活動はもちろん、家庭での生活や学校と家庭との連携強化、地域での活動等に際しても一層有効に活用されるよう努めてまいり、子供たちが道徳的価値についてみずから考え、実際に行動できる道徳的实践力を道徳教育の中で充実してまいり所存であります。

1回目の答弁といたします。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） いろいろと答弁いただきましたが、まだ聞き足りないところが多数ございますので、よろしく願いをいたします。

まず正しい日本地図についてでございますが、皆さんのところに資料として多分地図が表裏1枚と、あと日本地図のJ Cさんが出した資料が皆様のところに行っていると思います。表面、ちょっと白黒で見にくいんですが、日本とその周辺と書いてある地図が、これが正しい日本地図でございます。北の択捉島から西の与那国島、南鳥島、沖ノ鳥島までしっかり明記されている地図が日本の正しい地図でございます。もう1枚、その裏面でしょうか、裏面にある、今はこういった都道府県を覚えるのにはこういう地図がよろしいのではないかと私も思うんですが、こういう地図のほうを覚えて、実際に北海道が日本の西にあると思っている子供もいなくはありません。これは我々が団体で調査した結果でございます。

ですから、正しい日本地図を、先ほど教育長は地図帳を利用してという言い方をしましたが、ぜひこの地図を大きく引き伸ばして、学校の後ろにこういった地図、国土地理院をもちろん通じてですが、通じて学校の教室の後ろに張って、毎日この地図を見れば自然と覚えるのではな

いかと私は考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 先ほど申し上げましたとおり、議員おっしゃるとおり、新たな教科書は27年の4月1日から地図帳、全く新しくなりました。これまでとスタイルが変わりました。と申しますのは、議員おっしゃるとおりに、今、学習指導要領の解説編が変更になりました。書き加えられました。今までより強力に位置づけが明確にされました。それを採用することになっておりますので、これまでの地図帳よりはインパクトが、非常に位置づけもはっきりしております。したがって、これまでのように部分が右へ寄ったり左へ寄ったりとすることなく、全体が一読できるように、地図帳も全く、かけ図もそのようにこれからは記載することになっておりますので、これをいち早く議員おっしゃるように常時掲出できるような対応をしていくつもりでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 今の答弁で、来年からかけていただけるということによろしいのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） はい、おっしゃるとおりでございます。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） これはことしの3月26日に文部科学省で、自民党の宮川典子議員の発言の中であった言葉です。下村文科大臣と西川副大臣はそれぞれ、日本の国境をそれぞれ明記する地図は大事だと。お2人とも要旨でいえばそういうことでございます。そういうことを発言していて、先ほど言いましたが、熊本県、三重県、岐阜県、こういう先進地域では既にこういった地図を行っていて、子供たちから逆に、北海道がここにあった、沖縄はこんなに大きかった、東京都がこっちのほうにあったという言葉が聞かれているそうです。やっぱり日本の領土・領海を正しく認識することが大事だと思います。

それともう一点、ことし私は、自分の所属する団体において、私の団体もちょっと領土問題について頑張ってやっていますので、昨年秋には日本有人最南端の島、沖縄の波照間島、ことしの6月には北海道根室市に行って北方領土の勉強、また10月には沖ノ島に行って竹島の勉強をしてくる予定でございます。それぞれの研修会において、その土地におられます、尖閣諸島は、波照間島に行ったときは尖閣諸島で慰霊祭をした先輩神職、また、北方領土については択捉島の元島民の話のお話を拝聴させていただきました。

過日、7月の下旬か8月の頭ぐらいだったと思いますけれども、北方領土の問題についての

栃木県と茨城県の中学校の生徒たちが根室市に行き、勉強を深めるという視察研修の記事が出ていました。これは素晴らしいことだと思うんですが、本県は大田原市、日光市、上三川町の中学生が参加したとあります。この視察団は、北海道東部沿岸を回りまして元島民の人に話を聞いたほか、地元高校生、中学校と交流したそうです。このような視察団に参画することは可能なのでしょうか、お聞かせ願いたいのですが。

○議長（佐藤昇市） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 私どもは、まさに議員おっしゃるとおり、日本の領土について、誰が子供たちに指導するかということを私は重要に考えておりまして、まず若い教員、議員さんと同じような年代の若い教員にまず勉強していただくという視点から教員を派遣してございます。これまでも、毎年というわけにはいきませんが、若い社会科の担当教員に、実際の北方領土の位置づけ、あるいは現状、あるいは苦難の歴史等々を学ばせて、子供たちにその情報を提供しております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） それでは、例えばこの使節団のほうからもしお話があれば、まちの中学生たちも行かすことは可能でしょうか。

○議長（佐藤昇市） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） そのように考えます。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） やはり、地図以上に、現地へ行って見ていただくと、ここも日本の領土だということがわかると思います。私も実際にことし勉強会で初めて行かせていただいて、僕が行った6月というのは1年中で一番霧が発生するというときで、北方領土が見られませんでした。残念ながら、また来てくださいという形で向こうの説明された方にも言われましたが、ここからでいうと、自分の家の方向のほうをいうと熊田ぐらいの距離に島が見えるそうです、距離的には1.5キロから2キロの間に一番近い島が見えるそうです。ここが今、日本であって日本でない、実効支配されているところだと言われました。

この正しい日本地図について最後になりますが、皆様のところに、これは青年会議所、日本J Cで調査をした結果が、その地図が、それを使って調査をいたしました。領土・領海啓発活動というのを日本J Cでやっております。これは、北方領土、竹島、尖閣諸島のそれぞれを領海線で引いていただくというものでございます。皆さん方はすぐ引けると思いますが、この正解率がすごいんです。北方領土の正解率19.8%、これは大人の方です。対象は500名ぐらい。それで日本海の竹島の正解率が20.8%、南方の正解率、いわゆる尖閣諸島のところ

ですが、29.4%であります。全てを正解した大人は500人中パーセンテージで9.8%でした、3つわかった人は。同じものを2011年7月に高校生を対象に同様の調査をしたところ、正しく日本の国境を認識していたのは何と1.8%でした。今の高校生の現状です。この1.8%というものを我々が、私たちの習ったころに考えて、日本の領土のところってやったかなと考えたときに、教わったかな、私が小学校のときしっかり教わったかな、何人かに聞いてみたところ、余りやっぱりやっていないということがありました。ですから、これは自然に覚えるしかないということで、先ほど教育長に申し上げました、地図を後ろに置いておけば、ここが国境だというのを自然と覚えるような教育をお願いいたします。

それともう一つ、同じような日本J Cの領土・領海に関する話ですが、5年生から中学生に対して、425名ですね、調査したところ、80%を超えた子供が日本に6,852の島があるということは知りませんでした。日本は島国国家です。それと、65.9%、日本が世界第6位の海洋国家であるということを知らないし、知って、すごいんだと喜んだという調査があります。日本は紛れもなく海洋国家でございます。これからエネルギー資源になる可能性があるメタンハイドレード、94年分、120兆円分が日本近海に埋蔵されています。メタンハイドレードは次世代の天然ガスと言われていています。海底深くありますが、東大のチームが太平洋南鳥島の周辺の排他的経済水域でレアアースを鉱床発見、これは陸上の埋蔵量の約800倍と言われていています。この海洋資源がこんなにあるということを今の子供たちに自然と理解できるように、正しい日本地図を那須烏山市教育委員会でぜひやっていただき、子供たちの教育の一翼を担えればいいと思っております。

それでは、次の道德教育の質問に移ります。道德教育にありましては、文部省の有識者会議が昨年12月に、平成30年ごろ教科化……。済みません、失礼しました。先月、道德の専門部会が7日に行われ、現在は正式の教科ではない小中学校の道德の時間を数値評価を行わない特別の教科に格上げをし、検定教科書を使用するなどを盛り込んだ審議のまとめの骨子案を発表しました。公表いたしました。早ければ平成30年度から教科化を目指すとされておりま。それで私が、先ほど教育長はすごく、家庭にも持ち帰ってこの道德の教育を使用しているという話でしたが、私も勉強するに当たり4冊借りようと最初思ったんですけども、借りたんじゃちょっと中書き込めないし、見られないし、折り目ついて返すのも嫌だなと思って、買えるということで4冊購入をさせていただきました。小学校1年生から中学校まで4段階に分かれております。

それで、中を見ると本当にいい話で、僕はちょっと、僕の子供の時代の道德の教科書と同じようなものかと思っていたので、中を見るまでちょっとこれは知らなかったんですが、書き込む欄があるんです。それは、前の『心のノート』というのがありまして、それを引き継いだよ

うな形でいろいろと覚えることができました。でも私も、根本的には道徳というものは教えられるのではなく、みずから学んでいくものだとは個人的には思っています。それは、道徳心というのはやっぱり公共性とかそういういろいろな言葉では大事なことを言いますが、やはりみずから学んでいかなければ、それで覚えていく。それを教えるのは家庭であり先生であり地域であると思っております。

それで、先ほどの話に戻りますが、うちの子供は江川小学校へ行っているんですが、学校から持ち出し禁止と言われております。これについてお願いします。

○議長（佐藤昇市） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 『わたしたちの道徳』は27年の4月1日から活用するものでございます。現在のものについては、それぞれの学校の校長が学校経営の中で主たる教材を管理運営してございます。これは校長の考え方を洞察しないと一概にいいとか悪いとかということは言えませんが、全体的に私どもはそうのように指導してございます。道徳というのは、御案内のとおり年間35時間、週1時間のものでございます。その中で学校長がどのように経営、運営するかは校長の恣意でございます。それは尊重しておりますので、理由等については本日耳にしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 多分道徳の時間もこれだけ使っているのではないと思います。もちろん副読本、こっちが副読本になるのか教科書になるのか、両方副読本になるのかちょっとわかりませんが、『みんなの道徳』とか1年から6年の道徳とか、そういったほかの資料があるのも存じております。

そういったものも含めて、今、教育長は、学習指導要領のほうで、これは家庭や地域という形で多分持って帰るような、教育委員会としてはしているかもしれませんが、校長の裁量でという形になってございますので深くは言いませんが、私たちが調査した結果だけお話をさせていただいて、これは栃木県、全国的に調べてみたところ、栃木県は隣の塩谷学区、塩谷郡市の中学校9校、小学校24校で、授業数は35時間、同じですが、全く業者から使っている副読本を中心として、こちらは余り使っていないというのが現状でした。あくまでも最初副読本を使って、最後の10分ぐらいでこれを見るというような、そこに書き込むような授業方法をしているという感じでした。

また、これは全国的な調査で悪いんですが、ほとんどの、全国的なほとんどが道徳の授業がまずあるかないかの話まで含めて、僕は栃木県はすばらしいなど。那須烏山は逆にすばらしいなど思ったんですが、道徳の授業を全く振りかえて、やっていないというところが全国にはあ

るということを知りました。特に関西のほうに多くありまして、これはやっぱりいかなものかと思いました。それで、その中でも教科書は『わたしたちの道徳』を使っているところというのは10%にも満たないという調査があります。

それで、僕はこれは今度教育長にお願いしたいんですが、ぜひ家庭教育の道徳、これは親と一緒に見てもすごくいいものだと思います。私も息子と娘と、「これ学校で使っているよね」という形で一緒に読みました。そうしたら、「何でお父さん持ってるの?」、「いや、勉強するのに買ったんだよ」という話をしたんですが、それでも、子供たちと親と一緒にこのところを見ていくと、素直な心、そういう親子の関係というすばらしいものが醸成できると思います。今この4点、4つの学習指導要領、主として自分自身に関する事、他人の人とのかかわりに関する事、自然や崇高なものに関する事、そして集団や社会のかかわりに関する事、4つのことがメインのテーマとなっていますので、これは教育長の裁定でぜひ持ち帰られるよう、で、親子で一緒に勉強できるようににはできないでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） これからの『わたしたちの道徳』、あるいは栃木の子供への御支援等々、栃木県では非常に道徳教育を重視しております。よく全国の実情を調べ上げたと思います。そのとおりでございます。

日本は、先ほどの地図の話でないですが、南北に3,000キロありますが、道徳教育をやっている県というのは本当に少ないんです。栃木県はその中でトップリーダーだと思っていますし、本市は研究学校を設けてさえこれを実施しています。いわゆる道徳的な実践力は、授業やお父さん、お母さんの御指導でこれは培えるんです。その次がいわゆる道徳的实践。実践する行為として出るか出ないかは子供たちは、お教えいただいた中学生、高校生がみずから判断することで、そこのところを重視して私は道徳教育の重要については校長に指示してございます。おかげさまで私は、子供が醸成されているなという実際思っております。議員の提言は尊重してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） では、あと2点ほどつけ加えさせていただいてこの道徳教育はやめさせていただきますが、各学校には、道徳心を学ぶということと徳を学ぶ以前に教育目標というものがあります。僕も道徳ということを考えていろいろ調べさせていただいて、どこの学校にも、入っていないところもあるといえばあれなんです、心豊かでたくましい、思いやりがあるという学校の指標、また教育目標、指導目標に書かれていました。一番道徳教育で今大切なところは、心が豊かで思いやりがあるということではないかと考えます。その思いやりの心

というのが、私は神社人なので、清きあかき心、清明心と書いて清きあかき心ではないかと思  
います。これは、清きあかき心というのは隠し立てのない清らかな明るい心、清らかな心で  
人々のために尽くそうという考えであります。

那須烏山市でもABC/R運動という運動が展開されております。ぜひ、この清きあかき心  
を養っていくような指標の一つではなかろうかと思いますが、僕が例に出したいのは、会津地  
方、会津藩校でありました日新館でありました什のおきてというルールがございます。皆さん  
御存じだと思いますが、この什のおきてというのは10個のおきてではなく、什という組織が  
ありました。この什という組織は、簡単に説明しますと6歳から9歳までの子供のグループで  
す。それで10人前後でグループをつくっており、その年長者が什長となり、勉強も遊びもそ  
の単位で行って行っていました。そこで順番で各家に行き行って遊んで、各家に行き、まずきのうの反  
省というかこの什のおきてを毎日唱えるそうです。こういった各学校の指標も大事です。ABC/R運動のそれも大事です。市として、市民みんながわかるような、ここにあいづっこ宣言  
というその後継したものがあるんですが、那須烏山市でこのような市民みんなが目標になるよ  
うなものではないでしょうか。これは市長にお聞きしたい。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほど、これから10周年の記念式典等のことも第1回目で答弁させ  
ていただきましたが、いわゆる市民憲章、これをやはり私も考えておまして、市民の皆さん  
方の憲章をもとにまちづくりというのは行われるということでございますので、10周年を機  
にそういった市民憲章なるものをつくっていききたいなど、このように考えております。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） じゃ、今、市民憲章という形でこのようなことはやっていただけるよ  
うな話ですので、次へ進めさせていただきます。道德教育の最後に、人間を形成するものに、  
我々戦後生まれの人間は目標としなければいけないものがあると思います。それは、大日本帝  
国憲法にありました教育に関する勅語、明治天皇から当時の山縣有朋内閣総理大臣に出された  
勅語でございます。一般的に教育勅語というと今の皆様はちょっと引いてしまうところがあり  
ますが、多分この教育勅語、内容を読んだことがある方がいるかといえば、多分大多数の方が  
読んだことないと正直思っております。

教育に関する勅語というのを、それは私今読みませんが、そこに書いてある12の大切なこ  
とというのがあります。それをちょっと御紹介させていただいて、わざとこれを否定的に言っ  
てみます。両親に感謝しない、兄弟仲よくしない、夫婦は協力しない、友達を信じ合わない、  
みずからは反省しない、博愛の輪は広げない、みんなに優しくしないということですね。知徳  
を磨かない、勉強はしないということです。公のために働かない、ルールに従わない、国を守

らない、伝統も守らない、手本を示さないということが否定的に言うを書いてあります。これは現在にも起きる道德の大切な指標ではないかと僕は考えますが、教育に関する勅語をそのまま紹介しろというのではなく、こういったものも皆さんにぜひ、教育勅語というとな難しいかもしれませんが、こういうルールという言葉も皆さんに御紹介させていただいて次の質問に移らせていただきます。

3つ目の質問でございます。竜巻による災害対策について先ほど市長から御答弁いただいて、竜巻は本当にいつ発生、どこで発生するかわかりません。多分市長がさっき言われましたナウキャストとかのあれでもまだまだすぐ出てこないものでございます。竜巻対策は即時性が求められるため、公的機関の情報、竜巻の、皆さんが竜巻というものはどういった状況で起きるかというものを皆さんに知らせておく必要があると思います。

竜巻というのは、皆さん多分わからないと思うんですが、起こる状況というのは決まっているそうです。真っ黒い雲が近づいてきて周囲が急に暗くなる。雷と似ていますよね。さらに雷が聞こえたり稲光が見えたりする。さらに、ふだんは吹いていない風が、急にひんやりとした冷たい風が吹き出すということでもあります。これは夕立の状況とよく似ているんですが、夕方ではなく、昼間からこういうことがあるということでございます。

竜巻の対策は先ほどお聞きしましたので、これから2次災害、幼稚園や保育所の聞こうとしたことも答えていただきましたので、2つほど聞きたいと思います。市内に竜巻情報が出たと仮定して、通常に使える避難所というのはどれほどあるのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 竜巻を想定した場合は避難施設ということになるかと思いますが、市内で指定しているのは約40カ所です。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） その40カ所は、先ほど市長が言いました窓ガラスやそういう対策はなされているのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 素直に申しますと、ほとんどなされていないのが状況です。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 素直な回答ありがとうございます。子供のところも重要ですが、家に帰って、竜巻というのはいつどこで起こるかわからないものだと教えていただきました。逆に避難をすること、先ほど市長も言いましたが、瓦やそういうものが飛んできて、逃げるのさえ危険ということも伺いました。

それでもう一点、これは竜巻、自然災害ということで関連してお聞きさせていただきたいん

ですが、この前、広島の土砂災害を受けて市で会議したということで、土砂災害警戒区域が僕も市内に410カ所もあるのは知りませんでした。ですから、私が知らないということは市民のほとんどが知らないと私は考えます。皆さんが多分思っているより市民の方は知らないし、この前、広島の場合も、避難所に指定されているからそこに行ったら土砂災害に巻き込まれた、そういう方もおられました。ですから、避難所に対しましても、ここはこういう避難所です、また、市内の410カ所のあれはここが危険地域ですというのを、ハザードマップをきちっと家庭に、全市民にお配りいただけますようお願いできないでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） ただいまの土砂災害警戒区域の410カ所全て入っているものについて、また、那珂川、荒川の浸水想定区域、100年に1度の大雨が降った場合、洪水で水没する地域を図示したものにつきましては、一昨年、県の土木事務所さんの協力を得まして、各地区ごとの1000分の1の縮尺でハザードマップを作成しまして、そのときに配付をさせていただきました。しかしながら、やはり2年もたつと、もうどこかへいっちゃったというのが現状かなと思います。私どものほうは、各地域で行われます避難訓練、防災訓練、自主防災組織におけるそれらの活動、そういう折に触れて、それらのハザードマップは再度お示しをして説明をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） ありがとうございます。それは私が知らなかったので、失礼いたしました。

それで最後に、先ほど清水課長さんが言いましたように、地域ごとの防災訓練というものをもう少しふやしていただけないかという提案でございます。それはなぜかというと、我々の地元の話にすれば、志鳥地区というのは南北にすごく長い地域でございます。そうすると、お互いに、上、中、下、提携してやるということも大切ですが、もっと細かに、上地区は上地区、中地区は中地区、下地区は下地区、その総合的なという形で、皆様の地域でも、ほとんどの地域でも、大きい地域、小さい地域がございますが、細かい避難訓練や防災訓練の実施を要望したいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） その点につきましては、私どものほうでも行政区長会議等で、毎回地元で防災に対する取り組みをお願いしたいということで、また、非常に毎年水害、土砂災害等が発生している地区におきましては、私どものほうで、逆に言いますと、県で土砂災害防止の統一月間というのが6月になっています。そういうときに避難訓練、防災訓練を実施して

いただいている、そのようなことがございます。なかなかそういうところで動きがとれないというところにつきましては、私どものほうでも直接お願いして実施してもらっているところもあります。ですので、志鳥地区においてそのような声がありますれば、私どものほうも自治会長さんと連絡をとりまして早急な取り組みをお願いするとともに、また私どものほうで、消防署とも連携をとって指導してまいりたいと思います。なお、やはり地域の防災意識の高まりがありまして、ここ1週間置きぐらい、ずっと防災訓練、各地区ごとのが入っております。ですので、私どものほうでもそれらの取り組みをお願いしているところでもありますので、ぜひとも志鳥地区においてもよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 了解いたしました。

それでは次の4番目、河川での水難事故に再質問させていただきます。先ほど、2年続けてお2人の中学生、高校生がお亡くなりになって、これは大変なことだと思います。きのう中山議員が言って笑わせましたが、私も2度ほど溺れましたと中山議員きのう発言しましたが、僕も、多分去年お亡くなりになった藤田のところまで溺れています。やはり流されるということを知らないで慌てちゃうんでしょうかね、子供。ですから、きのう教育長が言いました、安全の限界がわかる子供の育成が大事ということ、それはとても大切なことだと思います。先ほどの答弁の中で、看板の設置というものが既に終わったと答弁を聞きました。

それで、できれば、看板も大事なんですけど、危険地域だという、夏の、皆さんが遊泳する時期だけでも結構でございます。のぼりを立てて、正直なところ、ここは危険地域です、過去に死亡事故がありましたぐらいを書かないといけないかなとも私は思っております。河川は、公共の利益、他人の活動を妨げない限り自由に使用できるというのが原則であります。釣りや水遊びなど、みずからの意思に基づいて行動する限り、その際の安全、本当、自己責任だということが求められます。ただし、やはり事故が起こる前に注意喚起というのは必ず必要だと思います。過去にあった場所に看板という話はありませんでしたが、ぜひのぼりを上げて危険地域というのを余分にアピールすることはできないでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） ただいま御質問のありました河川の看板等、今回の河川事故がありまして、一昨年は中学生、今回は卒業したばかりの高校生ということでありまして、やはり学校教育課、教育委員会のほうで少し啓発の看板ということがありましたので、私のほうから答弁させていただきたいと思ひます。

今回の事故を受けまして、すぐ鳥山土木事務所のほうと協議をいたしまして、何とか啓発看

板、事故があった場所、危険と思われる場所に看板を立ててもらいたいということで何度か協議をいたしまして、承認をいただくという形で立ててまいりました。そんな形で、なかなか烏山土木のほうでも河川区域、河川地域、区域というのはいろいろな規制がありまして、いろいろ看板を立てることとか、のぼり旗を林立させるということは、河川法とかいろいろな法律の関係で難しい部分はあるんですが、その部分を土木事務所のいろいろな理解を得て今回設置したところでございまして、今回は看板でございました。これも移動式で、私と担当主幹と2人で行って、現物、くいを持って立ててきました。ということですが、なかなか永久物とかとなりますとかなりいろいろ難しい、堤防を傷つけるといういろいろな意味でやはり難しいんです。ということもありますので、河川以外の今ののぼり旗については、河川管理者の土木事務所、こちらと十分協議をしながら検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 了解いたしました。

それで、これはきのう清水課長にちょっとお願いしておいたので2点ほど。本市の河川事故にかかわらず、救急救命の救急車到着までの時間と、また、僕もこの前受講させていただいた、市の職員で普通救急救命講習というのを受講しているパーセンテージで結構でございます。何名とかじゃなくて結構でございますので、お教えいただきたいんですが。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） まず救急車が確知といいまして電話を受けて現場へ到着するまでの時間、25年度、南那須の地区広域行政事務組合消防本部の統計でいきますと7分06秒、全国でいきますと8分というようなことで昨日消防本部のほうから連絡を受けております。また、職員の普通救命講習、これは3時間の講習を行いまして、これは消防本部によって行われる応急処置技能認定講習ということで、消防本部が指導をしまして認定する公的資格になります。終わりますと終了証というのがいただけるかと思うんですが、これは、心肺蘇生法と簡易応急手当、AEDの操作指導ということで行われます。これらにつきましては市のほうでは、新採職員は、過去15年ぐらいたかのぼっても、毎年その新採職員の研修の中で実施しております。でするので、推定でございますが、約40%の職員は受講しているという状況です。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 40%の職員がいること、この市役所の職員はAED講習まで終わっているということで、大変安心しております。先ほど言ったように8分を切る、7分というのは全国的に見ても相当速いです。僕はこの前、自分の会ので受けたんですが、宇都宮市は8分

30秒ぐらいかかっていると言いました。1分以上速いというのは、昔でいう心臓マッサージをしていなくていいというのは、これは命の助かる率がすごいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、市制10周年については先ほど市長の答弁でほとんどお聞きさせていただきましたので、市民の歌とか行事をやるということで、制定と行事を、記念式典をやるということで私の聞きたいことは聞きましたので、よろしく願いします。

最後に、山あげ祭はこれから同僚議員がいっぱい聞くとお思いますので、私は1点、2点ほど、1点ぐらいの時間しかないので1点だけ聞かせていただきます。この山あげ祭、やっぱり問題、いろいろやっていると人口減少問題にかかわってきます。烏山の特に山あげ祭に関しましては、町内の人口というのは、私の手元には統計があるんですが、今出している余裕もないので、昭和62年からは多分人口が2分の1近くなっていると思います。ですから祭りを維持するのも困難な状況ができていると思うんですが、本当に町内の以外の方の協力、これは八雲講とか難しい問題等ありますが、市が率先して、先ほど言った人材バンクという言葉も出てきましたが、そういうものに積極的にかかわってはいかがでしょうか。お答え願います。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） それでは、私のほうからお答えをいたします。

ここ数年、この山あげ祭の反省会等でも随時その問題については触れられておりまして、そういう実行委員会の会長を務める市長といたしましても重く受けとめております。そのことについては、先ほども申し上げましたように、いろいろと各6町の自治会の役職員の方、若衆の皆さん、あるいは関係する保存会の皆さん方といろいろと前向きにこれから、人材バンクのあり方とか基金の創設、そういったところを今鋭意検討いたしておりますので、それが実現化を図るように市としてはでき得る限り支援をしてみたいと、このように考えております。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 了解いたしました。

以上をもちまして質問を終了させていただきます。

○議長（佐藤昇市） 以上で、3番滝口貴史議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時41分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開します。

通告に基づき10番渡辺健寿議員の発言を許します。

10番渡辺健寿議員。

〔10番 渡辺健寿 登壇〕

○10番（渡辺健寿） 10番渡辺健寿です。お昼も近くなっていますので、簡単明瞭に質問いたしますので、答弁もよろしく簡単にお願いできればと思います。

直接質問に入ります。質問項目は4点ほど上げさせていただきました。1点目、安全で安心なまちづくりの基本的考え方についてということで、非常に間口の大きな課題を上げてしまって恐縮に存じますけれども、当市におきましては最大の課題、少子高齢化ということが初日から何度も多くの議員さんから、また執行部からも出ております。少子高齢化の進む中で人口減少を食い止めるためには、子育てがしやすい魅力あるまちづくりということが絶対不可欠だと思われまます。そこで、次の施策にどう取り組まれる考えかお伺いするものであります。

1点目が教育、文化、福祉、医療の充実ということで、若いお母さん方が、母親が安心して子育てでき、仕事に当たれる、そういった環境づくりを整えてあげるのも行政の大きな仕事だと思われまます。また、現役世代におかれましては文化スポーツ等を充実させてあげないと生きがいのある生活が望めないということだと思われまます。福祉、医療につきましては当然のことであり、誰しもが早かれ遅かれお世話になる課題でありますので、これらの充実ということを一つ。

2点目には、農商工観光の調和ある振興ということでありまます。この課題も何度もお話に出てくる課題であります。自然環境に恵まれている反面、絶対的な目玉的な特徴のある市とは言いがたいと思われまます。そういった点で相反する点がございまます、調和ある振興をどう考えておられるのかお伺いするものであります。

3点目、生活環境の整備促進ということをお上げさせていただきました。住みやすい、生活しやすい、また定住促進も望める、また、工業団地に近く、働く場も近いということで通勤可能な距離にありながらなかなか整備が進まないという現状かと思われまます。また、住宅を求めたが、進入道路等がお粗末なためにいろんな支障が起きているということがございまます。合併特例債も道路整備に最も費用を費やしたというお話昨日も出ておりますけれども、しかし、費用はかかっても、新規道路はいざ知らず、現在ある道路の傷み、そういったものに対しては手当てをしていかないとならないということから1つ項目にお上げさせていただきました。

4つ目、安心して暮らせる行財政改革、一言で言えば、無駄と無理、むらのないような行政改革ということが望まれると思われまます。考えをお聞かせいただければと思われまます。

大きな2つ目でありまます。認定外道路の対応についてということでありまます。国道、県道、市道におきましてはそれぞれの管理者がおりまして、それなりに道路管理がなされております。日常なされております。しかしながら、分譲によって宅地を取得したという方がかなりの比重

で市内にあるはずでありますけれども、不幸にも分譲した業者が倒産等に遭いまして、倒産等がありまして、すなわち所有者が不在のために市のほうでもそれらの市民からの要望等に応えることができていないという問題が多々あると思います。市道に認定されていないが日常生活道路として利用されている認定外道路は市内に、正確じゃなくてもいいです、およそで結構であります、何か所ぐらいあるものか、また、これは放置できないと思いますので、今後市としても何かの対応をとる必要があるのではないかとということからお伺いするものであります。

分譲ですから、民から民に取引がありまして取得された住宅だと思っておりますけれども、そこに市民が住まいとして住まわられていれば、平等な市民として扱うことが絶対不可欠でありますので、小さい話、固定資産税だって同じにいただいているわけでありまして、それらの道路が傷んできた。市道でないから何の手も打てないんだというのをそう何十年も繰り返しているわけにはいかないのではないのかなということからお伺いするものであります。

また、市道の認定基準等はどうなっているのか、基準の見直しや再考を考えてはいないのかどうかをお伺いするものであります。

3点目、山あげ祭の保存・振興についてということであります。先ほども話題になっておりましたが、2年後に「山・鉾・屋台行事」、全国32の一つとして当市の山あげ祭もユネスコ文化遺産に登録がほぼ確実かなと思われましても、控えております。そこで、市として詳細な対応計画等をどう考えるのか伺うものであります。これは登録が決定する間際からもう大きな全国的な話題になるはずでありまして、登録されてからどうでしょうかでは遅いと思われまします。したがって、もう時間的に本当に残された時間はわずかではありますが、そんなことから急がねばならない対策、計画ではないかということによって上げさせていただきました。

(1)として、山あげ祭の保存・運営の課題、2つ目に暑さ対策、健康対策、御存じのように猛暑の中で毎年行われておるわけでありまして、いろんな対策等があると思われまします。課題を上げ、その課題ごとに対策等をお聞かせいただければと思います。

また3点目、市外からの来客の窓口となりますJR鳥山駅前の整備計画。計画はやると。検討委員会は何度か開催されているとお聞きしております。これもどうせやるなら早くやらないと意味がないと思われまします。計画はいつ、構想はいつできるのか、そして整備は何年度を目標としているのか、この辺をお示しいただきたいと思ひます。

沿線の花公園化もあわせてであります。一昨年12月の議会でこの話は私自身が提案を含めて質問したかと思ひます。昨年12月にも行いました。それによってとは言いませんが、即対応されまして、昨年はヒマワリ、ことしはヒマワリ、レンゲ、コスモスと取り組みがなされたわけでありまして、まだまだ反省点があるかと思ひます。それらを含め、さらに来年に向けてもどう考えられているのかも含めてお聞かせいただきたいと思ひます。

また、ことし運行を開始されましたアキュム、在来の車両も4分の3ですか、残っておるわけではありますが、これら、朝夕の通勤・通学時間帯は当然無理は承知でありますけれども、日中の比較的すいている時間帯には自転車を持ち込めないかという話も何名の方からか言われました。宇都宮を中心に栃木県は非常に自転車に関連する行事等も多く、盛んな地域でございます。そんなことからお聞きするものであります。

なお、山あげ祭の際にはJR大宮支社長さんなども来賓としてお見えになったようであります。市長とも多くの懇談の機会もあったかと思われま。市長並びに大宮支社長などとどんな懇談がされたか、話の内容等もお聞かせいただければと思います。

4番目にイノシシ対策についてであります。これも再三、私自身も再三、また、ほかの議員さんも何度も課題として取り上げておる問題であります。農家の生産意欲の減退、また、農家に限らず、非農家の家庭菜園にも最近被害がふえております。さらに保育園等の近くにも出没し、子供にも危険な状態が起きてございます。放置できない本当に抜本的対策をとらなければならないかなと思われま。昨日ですか、元気な森づくり事業を活用して一部竹林の対策という話も出ました。これらも含めて質問したいと思いま。これは農政課だけの問題じゃなしに、全市を挙げての課題という認識から質問したものであります。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤昇市） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開します。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） 10番渡辺健寿議員から、安全で安心なまちづくりの基本的考え方についてからイノシシほか鳥獣対策について、大きく4項目にわたりまして御質問をいただきました。その順序に従いましてお答えをいたします。

まず第1番目の御質問にお答えをいたします。少子高齢化の進む中で子育てがしやすい魅力あるまちづくりを進めるために、本市では平成25年3月に総合計画後期基本計画を策定いたしました。本市を取り巻く社会経済情勢は、この基本前期計画策定時から大きく変容いたしております。後期基本計画の策定に当たりましては、前期基本計画の進行状況をチェックしつつ、近年の社会経済情勢、国政の動向、そしてこれらに伴い変化する地域や市民の声を十分に踏まえながら中長期的視点に立って計画を策定いたしております。

本計画では、人口減少、防災、地方分権を視点とするチャレンジプロジェクトファイブを設定し、重点的に取り組むことといたしてありまして、豊かな自然環境、伝統、歴史、文化を守り、市の活力やにぎわいを創出し、誰もが住みやすい環境づくりを進めることといたしてあります。

御質問の施策に対する取り組みであります。1点目の教育、文化、福祉、医療の充実における教育文化の充実につきましては、後期基本計画の学習機会があふれるまちプロジェクトの中で、本市の特色ある教育手法を継続し、学力アップを図るとともに、文化、スポーツを含めた教育機会の充実を図ることといたしてあります。具体的な取り組みにつきましては、英語コミュニケーション事業、サタデースクール事業の充実、また、情報教育ネットワーク事業により電子黒板の設置やタブレットPCの整備を図り、教育環境の充実に取り組んであります。

文化の充実につきましては、烏山山あげ行事がユネスコ無形文化遺産への登録を控えておりますことから山あげ会館等の充実を進めてありまして、平成25年度には、これまでの烏山城跡の調査概要書といたしまして『烏山城跡確認調査概要』を発刊し、講演会等を行うなど歴史、文化に触れる機会の場の提供を図っております。

福祉・医療の充実につきましては、健康で元気いっぱいプロジェクトとして、子供からお年寄りまで多くの市民が健康で元気に生活できるよう、健康づくり活動や各種検診の充実、子育て環境の整備を推進してまいりました。具体的には、包括支援センターを主体といたしました社会福祉協議会等の関係機関と連携をして地域全体で支え合うサービス体制づくりに努め、特に本市独自の高齢者多機能施設、ふれあいの里事業を拡充させてまいります。子育て環境の充実といたしましては、利用者のニーズに応じ、こども館や地域子育て支援拠点、広場型、センター型の機能充実、放課後児童クラブの受け入れ体制の充実に努めてまいります。

また、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が全国的にスタートをいたしますことから、本市におきましても、新制度に対応すべく子ども・子育て会議を昨年度に設置し、事業計画の策定を今進めているところであります。

2点目の農商工観光の調和のある振興につきましては、魅力あるまちづくりといたしまして雇用創出、定住促進を図るため、市の魅力を県内外にPRするとともに、優良企業の誘致、住環境の向上を推進いたしてあり、その中で、地域の基幹産業である農林水産業、商業、工業等の産業間での連携を強化し、その相乗効果を地域の活性化につなげる仕組みづくりを進めていきたいと思っております。具体的な取り組みにつきましては、中山かぼちゃを活用した中山かぼちゃアイスの商品開発や、販売ルートといたしましてほっこり中山かぼちゃ55クラブを設立するなど民間企業との連携による事業推進に努めてありまして、さらには那須烏山市地域雇用促進

協議会と連携した商品開発等に取り組んでいるところであります。今後は本市にふさわしい農工商連携の実現に向けて事業内容を検証し、地域の活性化を図っていきたいと考えております。

3点目の生活環境の整備促進につきましては、安心・便利な環境づくりプロジェクトによりまして市民の安全・安心な生活を確保する防災環境の充実を進めるとともに、日常生活の快適性や利便性を確保する公共交通手段の充実、中心市街地の活性化を推進してまいります。具体的な取り組みにつきましては、市民、職員の災害時の迅速な対応により地域における被害拡大を防止するために防災訓練の継続的な実施、あるいは情報通信環境の充実、これらを図っていきたいと思います。また、日常生活の利便性を確保するために10月より烏山地区のデマンド交通の試験運行に向けて事業を進めておりまして、公共交通の充実にも努めてまいります。

4点目の安心して暮らせる行財政の改革につきましては、後期基本計画行政経営編を行財政改革アクションプランと位置づけて取り組んでまいります。その中で、行財政改革の取り組みの一つといたしまして現在公共施設再編整備計画方針の策定を進めておりまして、この方針に基づき、公共施設整備につきましては次世代に過大な負担を残さない費用対効果の高い行財政運営を図ることといたしております。また、総合計画実施計画において事業の着実な推進と中長期財政計画との整合を図りながら具体的な事業と実施方法等を明確化し、予算編成等のガイドラインとして無駄のない自立的な行政運営に努めてまいり所存でございます。

以上、御質問の4つの施策の取り組みについて説明をさせていただきました。少子高齢化によります人口減少は本市にとりましての再重要課題でありますので、今後とも子供を産み育てる環境づくりに積極的に取り組み、総合計画後期計画の政策実現に向けて着実に事業を推進してまいりたいと考えております。

認定外道路の対応についてお答えをいたします。市内の道路につきましては、市道が586路線、総延長407キロメートル、農道が34路線、18キロメートル、林道が30路線で33キロメートルございます。そのほか、路線及び延長の不明な認定外道路が各地区に多数存在をしております。認定外道路の定義でありますけれども、一般的には赤道と言われる農道、林道、生活道路として活用される、いわゆる狭隘な道路を指すようでございます。この認定外道路につきましては、平成16年度に国から町に移管をされたものであります。除草等の日常的な維持管理につきましては、国から移管をされる前の国有財産であったときと同様に、地元の利用者の方々をお願いをしているところでございます。

生活道路として利用されております認定外道路の整備につきましては平成19年度よりふれあいの道づくり事業を実施いたしまして、地元の受益者の皆様の御協力をいただきながら道路の舗装整備等に努めているところであります。また、地元住民の皆さんから要望に基づき、舗装の補修などに要する資材提供も行っております。認定外道路の維持管理につきましては、今

後とも、利用者の意見を十分踏まえながら、市と利用者との協働によりまして安全な生活道路として利用できるよう維持管理をしておりますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。

3番目の山あげ祭の保存・振興についてお答えをいたします。まず1点目の山あげ祭の保存・運営の課題につきましては滝口議員一般質問の中で市の見解を申し上げたところでございますが、答弁一部重複いたしますことを御了承願います。ユネスコの総会において採択された無形文化遺産の保護に関する条約に基づきまして平成18年4月よりユネスコ無形文化遺産の代表一覧への記載の活動が始まりまして、平成26年7月現在、条約の締約国数は161カ国であるようであります。この国際的な取り組みは、世界にあります伝統的舞踊、音楽、演劇、工芸技術、祭礼等の無形文化遺産の消滅の危機から保護し次世代へ伝えていくために国際的な協力及び援助の体制を確立するという目的がございます。我が国におきましては文化財保護法が昭和25年に施行されまして64年が経過をいたしまして、無形の文化財を含めた文化財保護の枠組みが確立されておりますが、世界的には十分とは言えない状況のようでありまして、国際的な水準の無形文化遺産の保護という観点から他国に先駆けて無形文化遺産の保護に取り組んでいる我が国の貢献も非常に大きい、このように聞き及んでおります。

さて、山あげ事業を取り巻く環境は、社会経済情勢の変化、少子高齢化等の進展に伴いまして若衆不足によります若衆活動の休止、6町輪番制維持など、山あげ行事の保存及び継承を図る上でさまざまな問題が顕在化してきております。特に若衆不足によります6町輪番制の維持は、山あげ行事の保存・継承、そして運営をしていく上で大きな課題と捉えております。将来的には1町だけの問題ではなく、共通の課題になってくるおそれがあります。山あげ保存会の総会では、構築をされた6町輪番制を維持するための対象町を支援する新たな若衆組織の整備等の支援策について保存会を構成する6町等の関係者の方々が真剣な議論を交わされておきまして、山あげ行事の保存及び継承をどうするのか、誰もが経験したことのない中で、今、模索検討がされている状況にあります。また、輪番制を維持するための方策といたしまして、山あげ保存会において、人材バンク、山あげ基金の創設についても若衆組織の整備と並行して検討していく予定となっております。

このようなことから、山あげ行事の保存団体であります山あげ保存会、烏山市街地6町関係団体等とより一層連携を密に図りながら、山あげ行事の自主性、主体性も尊重しながら、安定した山あげ行事の継続的な開催に向け、市といたしましてでき得る限りの支援をしております。

次に、山あげにつきましては、2日目の午後雷雨に見舞われたもののおおむね荒天に恵まれまして、公式発表の人出も昨年の7万5,000から8万人にふえました。当番町の日野町を

中心に盛大に開催されましたことは議員御承知のとおりでございます。毎年梅雨明け後の猛暑の中開催をされます山あげ祭は、主催をする側、見る側にとりまして暑さ対策は最重要課題であります。ことしの山あげ祭期間中3日間におきます熱中症と見られる救急搬送は1件と例年と比較して少な目であったことは非常に幸いでありました。このことは、近年猛暑傾向にある状況におきましては、暑さ対策は個々の責務において行われているあらわれと感じているところでもあります。しかしながら、不明ではございますが、救急搬送に至らない軽度の熱中症の症状を訴える方も一方でいることも承知をいたしております。

さらなる山あげ祭を楽しく見ていただくために市といたしましてもでき得る限り暑さ対策を図ってまいりたいと考えておりまして、本年は中央1丁目の観光案内所と烏山駅前の観光案内所にミストファンを設置いたしまして少しでも来場者の暑さ対策への負担軽減を図るとともに、昨年からは山あげ会館の本部前に市の保健師を常駐させるとともに、山あげ会館内、烏章館内施設も常時冷房状態にしておきまして緊急時のスペースを確保するなど、その対策を行っているところでもございます。

また、山あげ会館につきましては、将来的に老朽化した設備の更新も含め施設内外の改修・拡充が必要と考えております。御質問の暑さ対策につきましては、消防、警察、各当番町の代表等で構成されます山あげ祭実行委員会において十分な検討を行いまして、意見集約の上その対応を図ってまいりたいと考えております。ユネスコの無形文化遺産登録に向けた山あげ祭の情報発信基地としての整備は急務でありますことから、ユネスコ登録に間に合うよう、シャワールームの設置に限らず、一体的整備に向けたリニューアルも視野に入れながら検討を図ってまいりたいと考えております。

3点目のJR烏山駅前の整備計画についてお答えをいたします。現在、その整備案の検討をJR烏山線沿線整備及び観光振興対策検討委員会の中で検討をさせていただいております。さきの一般質問にもおきまして答弁をさせていただいておりますとおりでございますが、本件につきましては多大な財政負担が伴うことから、費用対効果を十分に見据えながら慎重な議論が必要と考えており、さらにスピード感を持ちつつ長期間なスパンで整備案の策定を進めてまいりたいと考えております。検討委員会では、答申イコール整備着手ではなくて、各課横断的な庁内専門プロジェクトチームの立ち上げを視野に、さらなる検討を加えた上で最終的な結論を出してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

3点目の、JR烏山線沿線の花公園化の状況と今後の対策についてお答えをいたします。花公園構想は、荒川南部土地改良区で実施をいたしておりますブロックローテーション、これは輪番制による転作であります。これにより転作をする田んぼを借りて、昨年度については小埜駅前及び大里地区にヒマワリ5ヘクタールを実施いたしまして、あわせて写真コンテストも

開催いたしました。今年度は、小埜、高瀬、大里地区にレンゲを約7.4ヘクタール実施をいたしました。2月の大雪の天災などの結果、残念な結果となっております。このことについては大いに反省をいたしております。その後、小埜地区の線路沿いにヒマワリを1.2ヘクタール実施をいたしまして、8月上旬に満開となり、多くのカメラマン等が写真を撮り、訪れたところでもあります。また、10月に行われますねんりんピックの俳句の吟行会場周辺において、参加者や来訪者への花によるおもてなしの場を演出するために、龍門の滝周辺の畑を借り、コスモスの種を播種したところでもあります。今後の対策といたしまして、あの公園構想はブロックローテーションの場所で行っておりますので毎年場所が変わりますことから、同一場所での今実施の検討もさせていただいております。

アキュムへの自転車の持ち込み要請をできないかという御質問でございます。現在のJR東日本の旅客営業規則によりますと、自転車の車内への持ち込みに関しましては、解体など専用の袋に収納した場合のみ認められているようであります。ただし、全国の中小の私鉄では、解体せず持ち込めるサービスを実施している鉄道会社もあるようでございます。多くは時期や時間を制限するなど限定して実施しているようでございます。御質問のアキュムへの自転車の持ち込みは、解体して専用の袋に入れて持ち込むことは可能となっておりますが、解体せずそのまま持ち込みをすることは現状ではできないようでございます。

アキュムへの自転車の持ち込み要請に関しては、市といたしましても、観光、人口、交流人口の増、JR烏山線の利用促進の面からも有効であると考えられますことから、でき得る限り関係機関等に対しまして今後も粘り強く要望してまいりたいと、このように考えております。

次に、4番目の鳥獣対策についてお答えをいたします。鳥獣対策につきましては、那須烏山市被害防止計画に基づき、獣類、けもの類ですね。イノシシ、ハクビシンの2種、とり類、鳥類ですね。これはハシブトカラスを初めとする6種、これを捕獲対象鳥獣に指定をいたしまして、有害鳥獣として捕獲・駆除を促進することによりまして農作物等への被害軽減を図っているところであります。

なお、有害鳥獣のうち、捕獲・駆除の際に銃器を必要とする鳥獣にありましては、有資格者である猟友会に委託をさせていただいております。猟友会への昨年の委託実績につきましては、鳥類が烏山地区で5月8日、9日、18日の3日間、南那須地区で5月17、18、19日の3日間実施をいたしまして、計182羽捕獲・駆除いたしました。イノシシでございますが、年間を通じて実施をいたしました。烏山地区でちょうど100頭、南那須地区で42頭、計142等を捕獲・駆除いたしました。

しかしながら、イノシシを初めとする有害鳥獣は一定の箇所にとどまらず、行動範囲も広範囲に及ぶわけでもあります。また、近年では生息域も拡大傾向にありますことから捕獲・駆除が

なかなか難しい状況になっております。このようなことから捕獲・駆除対策とあわせまして被害予防対策の強化にも取り組んでいきたいと思っております。特に被害の大きいイノシシに関しましては、捕獲・駆除対策といたしまして、猟友会への委託、市の捕獲許可を得た狩猟者へ最大7,000円1頭当たり報償金の支給、この狩猟免許の取得費用補助制度がございます。特に狩猟免許の取得用補助制度につきましては減少傾向にある狩猟者対策に効果的であると考えておりますので、今後もお知らせ版等で広くPRをしていく考えであります。さらに今年度は、国の補助制度を活用して市でくくりわなを購入の上、狩猟者へ配付を行うことといたしております。こうした対策によりまして1頭でも多くのイノシシを捕獲できる環境を整えてまいりたいと考えております。また、昨年度に引き続き、八溝山系に位置する近隣市町との連携強化によるイノシシ捕獲の強化月間を設け、集中的・効果的な捕獲・駆除を行うことといたしております。

一方、被害予防対策といたしましては、昨年度に引き続き電気柵の設置者補助、昨年度の実績につきましては、補助金交付者が11名、延長が2,111メートルでございました。また、元気な森づくり県民税を活用した里山林の環境整備にも取り組んでおります。昨年度は、里山林の環境整備によりまして烏山小学校周辺の山林を含む約63ヘクタールを実施いたしております。今年度は新たに、イノシシの出没情報が頻繁に寄せられている旧野上小学校西側の山林の環境整備を予定しております。さらに、昨年度忌避剤を使用した試行的な予防対策を実施したところですが、電気柵の設置が難しい広大な農地に対しまして有効な手法の一つであるとの評価をいただいたことを受けて、今年度から本格的に市独自の補助事業として実施をしてまいりたいと考えております。ここ数年、イノシシの出没によりまして、農作物への被害に加え、児童生徒に対する安全対策の強化が求められております。里山の整備や忌避剤の使用を効果的に組み合わせた安全対策の強化に向け早急に対応してまいる所存でございます。

今後につきましても鳥獣対策に係る各種補助制度を有効活用いただくために広く市民の皆さん方に普及啓発を図るとともに、栃木県猟友会等の関係機関との連携の上鳥獣対策に努めてまいりる所存であります。

以上、答弁を終わります。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 何点か再質問させていただきます。1つ目の課題であります。間口が広がったのでなかなか突っ込んだ答弁はいただけませんでしたけれども、まず教育、文化、福祉、医療、どれをとっても絶対不可欠なものであります。子育てがしやすい魅力あるまちづくりのためということでもありますので、その中で教育については、かなり物的、施設的な面はことは充実してきているのではないかなと思われれます。幾ら充実したからといっても後から後から問題点は出てくるかなと思いますけれども、これら多額の設備等が建物初め機械器具設

備等に充当されておりますので、有効な活用をしていかないと子育てのためになっていかないということでもありますので、フルに先生方とともに活用いただけるようお願いできればと考えております。

2つ目の商工、農商、農工商、観光の件につきましては、1回目に申し上げましたが、非常に商品開発等を含めて大変なことはわかりますけれども、自然環境が恵まれているということが、反面、絶対的な、目玉的な特徴があるものが育っていないというのが最大の欠点かなと思われれます。もうちょっと農産物の商品開発、いずれもまだまだ規模の小さいものでありますので、もう少し今のものを大きくすることが一番かなと思えますけれども、新しい開発等も含めて考えがあれば触れていただければと思います。農政かな。商工かな。全体で。

○議長（佐藤昇市） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 農産物等の商品化といいますか、ブランド化といいますか、それに関しましては、御承知のように中山かぼちゃのアイス、55クラブという民間との連携で消費拡大を図っているわけですが、今現在、6次産業化の一環として、農業者がみずから収穫したものを加工して直売所なり量販店に出すというのが6次産業化の基本的な考えであります。それらに向けても設備投資やらの問題がございます。それらをクリアできるような補助の導入等も検討しながら今後農産物の消費拡大につなげて、市としてのブランドを築き上げられるような開発に努めてまいります。さらには、今現在は、フタバ食品さんでございますが、梨について研究をお願いしているところでございます。中山かぼちゃアイスについて、梨、それからほかの作物ということも議員御指摘でございますが、なかなか量的な問題もでございます。それらについても民間と農業者との協議の上、今後検討してまいります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 今ありましたが、新しい開発するのはもちろん意欲的な取り組みとして重要であります。せつかく手を挙げたもの、やっとなりになりかかったもの、これを大きくする仕事のほうがまず大切ではないのかなと思われれます。本当にこの地域の目玉として大きくして不動のものにするという取り組みが絶対必要ではないのかなと思われれます。市長どうでしょう、そういう考えで間違っているでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） まさに同感であります。今ある資源、そういったものをさらに磨いて充実するというのは、これは本当に正論であるし、そのような取り組みを私はやっていかなければならないと思えますが、そういう中で、並行した形で、試行錯誤です。これはやっぱり一獲千金の商品開発はなかなか今困難でありますから、でき得る農林水産品、非常に豊富でござ

います。震災で今、こぶしヶ丘牧場も中断せざるを得ないというようなことになりました。そのような酪農・乳製品関係、あるいはアユを初め水産物、あるいは米を初めとするそういった米、そば、そういった農林物、農産特産品、また、梨、ブドウ、リンゴ、そのような果樹、そういったものが極めて豊富でございますので、そういった今ある資源をさらに拡大・拡充をしてそれを6次産業に結びつける、このような取り組みを進めていきたいと、このように思います。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） ひとつ、繰り返しになりますが、せっかく形になりかかったもの、これを重点的に拡大し、不動のものにするという取り組みが非常に重要じゃないかと考えますので、なお一層の取り組みをお願いできればと思います。

それに農工と2番目に工がありますけれども、昨日ですか、一昨日ですか、県のほうの壬生にある団地が、大規模な工業団地が分譲契約になったというすばらしいニュースを目にしました。ここでは工業団地、多少は残りあるのかもしれませんが、まとまった団地を手持ちにないということから、企業誘致も大変な行き詰まりを見ているのではないかなと思われま

す。そんな中で、誘致条例の中にメガソーラーも含むということで、大きなメガソーラーブームになっているかと思えます。環境課長に先日お聞きしましたら、事業費が3,000万を超えないと企業誘致の対象にならない、個人であっても事業規模が大きければ固定資産税相当額の奨励対象になるというお話であります。ですから1,000万、2,000万の事業費では全く何の措置もないということがわかりました。家庭の屋根に乗せる程度の10キロ未満のものは、これはこれでまた対処はありますけれども、中規模な、大手企業じゃなしに、ちょっとした資産の活用をできる方が1,000万、2,000万を投資してやろうといった場合には全く救いの手がないといった内容のようであります。大手の企業が来ていただくというのはなかなか難しいと思えますけれども、地元の方の資産の活用方法としてそういった1,000万、2,000万規模の設備の相談があったときにどんなものかなど。検討する余地もあるのかなと思えますので、市長、その辺の考えはいかがでしょうか。

なお、事務方のほうでそういった、その今言っている規模のもので農地転用などの申請等は、何件くらいここ1年、2年にあったのかもわかれば、正確じゃなくて結構です。お知らせいただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 過日の企業誘致の条例改正の中で、震災以来、再生可能エネルギー、こういったところを太陽光あるいはバイオマス、そして小水力、あるいは風力、こういった再生可能エネルギーをエネルギーにかえるというような国策で、また、国の指導もありました。

そういうところから、当市におきましては年間の日射量が大変多い、そのような優位性を生かしながら、この企業誘致条例の一角にメガソーラーも入れさせていただいた経緯はそのような、議員御指摘のとおりなんです。

そこで、企業誘致でございますから3,000万以上という一つのラインを設けさせていただきましたけれども、それ以外の個人投資家がどの程度いるか、ちょっと正確に今私承知はしておりませんが、そのようなことで、市の活性化につながる、そういったことが認められる、そういうことであれば、ちょっとその辺のところは検討させていただきたいなと思っています。詳細の状況については担当課長のほうから説明をさせたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 今の質問ですが、企業誘致の奨励金制度についてのお話だと思いますが、企業誘致、工場等の建設・増設に伴って生産性のある工場等についての奨励を行っているわけでございます、その中には、対象事業の中に電気業ということで再生可能エネルギー関連事業も入っております、それについての条件の中に、生産施設等の評価額が一応3,000万以上ということになっておりますので、それに近い金額であれば、一度相談に来ていただきまして調整していただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） ただいまソーラー関係の農地転用のお話でしたが、ちょっと資料がございませんで、正確なところではないんですが、大体農業委員会が開かれる、毎月開かれています、農地転用についての申請は毎回ぐらい出てきておりますが、いかんせん農業振興地域及び団地、圃場整備等を行った地域と隣接しているとかという条件がありまして、そういう場所は転用の許可がおりません。そういうことで、山合いの沢沿いの農地については何件は転用許可はおりていますが、それ以外はほとんどが許可されていないというような状況でございます。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 転用の件数、前もって頼んでおかなかったのでやむを得ないと思います。ただ、山合いや山間地の転用では発電には活用できないんです。日が当たらないところでは活用できないんです。いい場所でないとできない。ですから、この辺が少し融通きく方法がとればもうちょっと個人投資家でもできるのかなと思われま。今ここで解決策をと言っても無理かなと思います。なお、商業、観光の件は後ほど別途で。それと（3）の生活環境の整備のほうも次の課題で触れたいと思います。

それに（4）の中で、行財政改革の中で、市長答弁の中で公共施設の再編整備のことが触れられました。この作業のほうはどうなんでしょうか。我々が知っているものはそれなりに利活

用が図られているようでありませけれども、まだ方針が決定していない部分があるかと思ひます。どの程度の検討が進んで、何か近々方向性が出るものが現在残っている中であるのかどうか。坂本課長になりますか。どなた。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） ただいまの公共施設再編整備の方針の関係でございますが、昨年度から公共施設の再編整備につきまして取り組んでまいりましたけれども、この結果については中間報告という形で、本議会中に別の機会を捉えて説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。基本的な部分については、施設の現状と課題の分析、それから今後のそれぞれの施設のあり方の方針、そういったものをまとめたものでございます。内容につきましては、後日詳細を説明させていただきたいと思ひます。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 後日で結構でありますけれども、後日というのはいつごろになるのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 坂本政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 本定例議会の会期中中といひますか、会期中に時間をいただいて御説明をさせていただきたいというふうに思ひます。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） すばらしく早い後日だったので、これは了解しまして、数日、数時間待つことにいたします。

大きな2番に入らせていただきます。認定外道路の対応についてということですが、答弁の中では赤道と言われる農道とか林道の対応等について回答がありました。質問の趣旨として言いたかったのは、民間の業者によります分譲された住宅団地、小規模な団地、そういったもので道路が、進入路が分譲した業者の名義になっている。ところが大半が、小さい分譲の場合にはその後どういふわけか、全部とは言ひませんが、その業者が倒産して所在不明とか存在しないとか、そういった例が幾つかあると思ひれます。それはどのくらいあるのでしょうかという質問をし、それらの、そこに住んでいる方たちの救いの手は、道路が傷んできますから、必ず。10年、20年、30年たっている分譲された団地もあります。傷んでくる道路もあれば、いまだに砂利道の道路もあります。そんなところを何か市の道路行政の中で救いの手はないのかなということ質問したつもりであります。

農道とか林道はふれあいの道づくり対応等をやっているのはわかっています。しかし、繰り返しになりますが、分譲地を買って住みついた方たちは、皆さんで共同で作業しようなんていう環境ではないと思ひます。農道などは、農村部の方ですからいろんな共同作

業等も現実味を帯びてくると思いますが、そういった難しい課題のある事情も含めてどう考えておられるかということを知りたいので、再度お願いできればと思います。

○議長（佐藤昇市） 高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） 道路のうち、団地内の道路についての御質問なものですから、まず団地がどれくらいあるかということです。那須烏山市で大小合わせて二十数カ所というようなことでこちらでは数えました。その中で団地内の道路につきましては、市道に認定されている路線もある一方、開発業者や団地住民の共有名義となっているところもあります。現在、維持管理につきましては、開発業者が行う団地、市が資材提供し住民の方々が行う団地など各団地による異なる現状になってございます。そのような状況なものですから、課題となっている分譲団地内の道路について、各団地における住民の方々や開発業者と協議の上、市道への認定を含めた道路の維持管理についてこれから協議してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 今の説明は、その地域の団地の中の住民の人たちと相談・協議が前提になりますが、一部市道に認定できるような環境のものは取り上げる方法も含めて考えていきたいと、こういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） はい。最初の質問にもございましたように、市道の認定の基準、これは道路法の第8条に載ってございまして、市町村長が議会の議決を経て路線を認定するというようなことになっております。それに基づきまして市のほうでは、その認定の基準なんです、平成17年の10月に合併したときに那須烏山市道路線認定事務取扱規定というのを作成してございまして、これに基づきまして市道に該当するかどうかということを決めることになると思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 今、課長言われましたが、市町長の権限で認定はできる、ただし議会の議決を必要とするということでもあります。しかし、市長であろうと、権限を行使するためには認定基準に照らし合わせてやっていかなければ当然ならないということでもあります。この認定基準をかなりハイレベルなものか、あるいは少し中程度に修正を加えて取り扱いに当たるのか、その辺が問題かなと思われまして。

いずれにしても、団地は20カ所くらいあるという推定だと思いますが、このここで見えている認定外道路、市内には20カ所できかなくあると思うんです。私どもの知っている範

圏内でも6カ所、7カ所はそういう問題に直面しております。20年あるいは30年近くたって、分譲した業者がつくった道路が、名義はそのままになっているんだけど、かなり傷みが始まっている。しかし、危険が伴うと思うんです、傷んでいけば。道幅そのものはあっても、かなり傷んできている。震災のあったときみたいに特別な国の対策等もあった場合、条件もあるかもしれませんが、民間で造成された住宅団地あるいは工場敷地、こういったものも市の配慮で救いの手といいますか、そういった施策も打ってきた経緯もございます。住民は20年も30年もその土地にもう根づいて、完全にその地域の人となっておるわけですけれども、いまだに自分の家に入出入りする道路が昔のままだと。昔より悪くなっていると。年数たっていますから当然悪くなっています。これらを抜本的に、都市建設課だけに預けるんじゃないし、市全体としても見直しを考えてもらえないかなと思うんですが、市長でなくて今度は副市長あたりどうですか。そういう段取りをしてもらえないですか。

○議長（佐藤昇市） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） 分譲宅地内の私道といいますか、その道路の関係だと思いますが、開発規模によりましては市のほうに帰属をさせる分譲地もあるかというふうに思っております。ただ、幾つかの分譲地におきましてはそのような問題があるところがあるかというふうに記憶をしておりますし、理解もしておりますが、今般の議会でも定住関係、いわゆる人口減少、そういう問題も大きくクローズアップされている中で、やはり住みよいまちといいますか、そういうところを目指すのであればこれは、認定基準というのは一定程度はあるかというふうに思いますけれども、ある程度基準を緩和して、市道に認定できるものは議会の同意をいただいて認定すると、そういう方向で行きたいというふうに思っておりますが、ただ、そこで問題なのは、いわゆる、先ほどありましたけれども、倒産でその所有者がいなくなってしまったと。これをじゃ市の名義にできるかというところが1つの課題なんです。ですからそれは努力はいたしますが、あるいは分譲した方がそれぞれ共有で道路を取得している場合もあるんです。そうしますと、お金を出して取得していますので、市がそれを市道名義にするときには、そのとき出したお金はどうなんだろうという、またそういう問題も中にはあるかというふうに思います。

そういう幾つかの問題はありますが、その緩和、できればでき得る限り市が資材を投入するなり、あるいは都市建設課の中にも作業員がおりますので応急的にできるものは積極的に応急手当をしていくと、そんなことをぜひ今後考えていきたいなというふうに思っています。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） わかりました。取り組みをしていただけるということはわかりました。本議会の冒頭にも報告事項でいろんな車両物損事故等のお話もありましたけれども、住民

からすれば、道路が傷んでいて、そこで車壊してしまったという場合には、今申しているような道路事情の場合には泣き寝入りになってしまうのかなと思われまます。ですから、本当に危険箇所については何か早く行動を起こしてもらって、毎日の生活道路ですから、手を打つ方法を進めてもらえないかなと考えます。できた当時に、新しいうちに市に寄贈されていればこういう問題も起こらなかったんだと思いますけれども、もう今となつては今の対策しかありませんので、極力検討をお願いしたいと思ひます。

次に移ります。山あげ祭の件であります。山あげ祭の保存運営の課題というのは我々も何度も耳にしておりまして、課題は推測されます。保存会との連携ということではありますが、市としても多額の支援、金銭的な支援もしておるわけでありまますので、それ以上に知恵のほうの支援も担当課に限らず、全体の全庁的な体制で新しい方策にかかわっていただきたいと考えております。

暑さ対策の件については、昨年だったと思ひますが、ミストシャワーの話も取り上げたことがありました。ことしも昨年に劣らず暑かったわけでありまますけれども、熱中症による救急搬送は1件だったということでありまます、救急車に乗らなくとも、熱中症に類似した方はかなりいたんじゃないかなと思われまます、商工観光課長、1人ぐらいなんですか、これは。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） はい。1人、救急車で搬送されたというのは、広域のほうの行政組合のほうに聞きましたところそのように、熱中症での搬入は1件ということで回答でした。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） じゃそのほか、熱中症に類似するものとかけが人とかそういったこと、例えばスタッフとか踊り子とかお客さんとか分けて全くなかったんでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 山あげ祭については、先月の29日に山あげ祭実行委員会の反省会が行われました。実施されました日野町を初めとして、自治会、そして警察、そして関係団体が集まつての報告があつたわけですが、その冒頭、その中で、反省会の中で筆頭世話人のほうから、その中で何件か熱中症があつたということですが、スタッフは5名熱中症にかかつたと。その中で4名は各自何かで、救急車は使わない中でも病院に行つてかかつたということの報告がありました。そのほか、世話人のほかには、踊り子さん、ときわさんのほうではその話は、そういう熱中症にかかつたということでのことはなかつたようでございませす。あと観光客についてもそのような話を聞いてはいなかつたということが世話人筆頭のほうからの報

告会のほうでのありましたと。なお、熱中症、私どもの観光課職員、そして観光協会の職員が1名ずつ熱中症にかかりまして、その中で休憩をとりながらどうにか3日間対応をしたということも含まれて、それは別になっております。あとけが人ですが、けが人は2人の方がけがをされましたということですが、それは最終日の27日、山あげ会館前で、終わった後の地車移動の際に、引き手の方がそこで2人が転倒をいたしまして、1人の人は本当に軽い軽傷だったんですが、もう1人の人はちょっとけがをされてまして救急車で搬入されたところですが、その後、その日のうちに、骨盤の骨折ということは後でわかったんですが、軽いということで一時帰宅し、次の日また病院に行ったら骨盤の骨折によって、しかし手術することができませんので自宅待機ということで、自宅療養ということで自宅で過ごし、お盆明けまで、お盆後のところまで療養し、その後職場に復帰したそうでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 大事に至らずよかったなと安堵するところではありますが、いずれにしても暑さ対策というのでも避けて通れない問題ではないのかなと思います。

1番目の答弁の中で、文化面では山あげ会館の充実という答弁もありました。リニューアルを含めてさらに考えていくんだという説明でありました。そんな中で、もし一緒に含んで、含めるものならば、あの暑さの中ですから、スタッフも踊り子もかなりきつい条件でやっていると思います。何か舞台の上から役割を終えて戻った後は、今度氷で足の裏を、はだしでやっていますから、冷やしているんだとかというお話も聞きました。舞台が、板が焼けちゃって。詳しい方はこちらにいますけれども、そんなことも聞いております。健康面は、大きな事故にならないうちに手の打てるものは打ってほしいなと考えるものであります。

次に移ります。JR烏山駅前の整備については、検討委員会だということなんですが、計画はいつ、構想はいつ、整備はいつということをお聞きしたんですが、まだこの場では具体的な説明はできる段階ではないということなんでしょうか。市長いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） それでは私のほうから、計画の構想時期、あるいは事業の実施時期という御質問でございましたけれども、現時点においては、明確にまだ決めてはいないんでありますけれども、先ほど来からの市長答弁のように、山あげ行事がユネスコに登録されるという時期をとらまえて駅前については何らかの形をとりたいということでございますので、私どものほうでは、都市計画上の事業となりますとこれはかなりの期間と莫大な費用がかかりますので、当面今あるもので対応できないかということで、現在検討委員会の中でもそういう意見がございますので、できれば、28年の10月ごろにはユネスコの登録になりますので、それ

に向けて何らかの形はとりたいという考えではおりますので、来年、27年度の予算には何らかの予算計上をして、この委員会の中で意見を伺いながら、またあるいは議員の皆様方から提案等がございますればそういうものを参考にしながら、27、28年度には何らかの形づくりをしていきたいというふうに思っています。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 何らかの形で予算づけということですから、計画の費用化、整備の費用化はちょっとぼけていてわかりませんが、いずれにしても早目な手を打っていただきたいなと思います。この課題はあとあすかあさってもあるようですので、この程度で終わりにします。

また、アキムへの自転車の件でありますけれども……。失礼、その前に花公園化の件であります。昨年、ことしと2カ年取り組んでいただいた。即実行されたことはすこぶる早い対応ということで大いに評価したいと思いますが、ちょっと内容がいまいちという感じであります。これに懲りず来年も、もう少し作業の段取りをよくすればいいものができるのではないかと。つまらない小さい話ですが、例えば、種をまく前に畑を耕うんする。雑草の生い茂っている畑を耕すわけですから、1回耕うん、トラクターで歩いたぐらいではとてもじゃありませんが雑草の抑制効果はほとんどありません。立っているものは整理できるかもしれませんが。振興事務所の知恵も借りたということですが、播種時期とか花の咲く時期はそれで計画できるかもしれませんが、雑草と競争して、雑草よりもつくろうとするものがまさっていかないととても花公園ということにはなりません。例えば、繰り返しになりますが、畑耕すといったって、耕した後2日ぐらい乾燥の日を天気の日を見計らってやらないと草は枯れません。うなっただけで、全然元気よくなっちゃいます。ですから、段取りをもう少し日数的に余裕を持ってお願いできればと思います。来年もこれ以上の取り組みをやられるという理解でよろしいですか。はい。結構です。

あと、自転車の持ち込みの件も二、三の方から言われました。これだけ宇都宮中心に自転車大騒ぎしているんですから、あいている時間を活用して持ち込める相談ができないものかということでもあります。市長、お祭りのときに大宮支社長もお招きして懇談されたと思うんですが、そういった話題などは出ませんでしたでしょうか。また、今後もそんな機会を捉えて相談いただくような考えがありましたらちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） この前……。失礼しました。7月25日にいろいろと大変お世話になりました各界からのトップをことしはお招きをいたしました。その中でJR大宮支社長を初め営業部長、そして大宮支社の幹部、そして宇都宮駅長、宝積寺駅長、一緒に見えまして、いわ

ゆるJR大宮支社長を初め幹部が数名、七、八人だったと思いますが、お見えになりました。まずはやはりアキュムを導入をしていただいたということに心から感謝、御礼を申し上げます。このような暑いところに来ていただいたことにも感謝を申し上げたところでございます。その中で、懇談の中で、今出ました話題の中でいろいろと私どもの要望もございませう。Suicaの問題もございませう。またさらに、宇都宮直接乗り入れ、あるいは時間帯の見直しも要望しているわけでもございませう。その中で自転車等については、具体的にはお話は私のほうから話題にはしませんでしたけれども、そのようなことも含めて、JRからも、トロッコ列車であるとか駅のハイキング、これからも継続してくれませうよと言っていました。そのような懇談の場で、これからも観光客、あるいは定住に向けた、JRさんと連携を含めてそのようなことをしっかりと市もやっていきますのでひとつ御支援をよろしくお願ひしますというような中で、今後も要望等については粘り強い要望を約束させていただきましたので、その中で、今後自転車等の乗り込みも特例を認めていただくような粘り強い要望を進めていきたいと思ひますので、ひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） その点は了解しました。

貸し出し用の自転車、山あげ会館に置かれてるんですね、今。ですから、電車で来られた方が利用するというには、駅から直接というわけにはいかないと思ひます。ですから、今度駅前整備というのと絡みますが、何らかの整備ができるんだつたらば、駅前にやっぱり置いて貸し出し対応できるようにということを含めて検討してもらえればなと思ひます。山あげ会館前に先日見たらば8台ぐらいあるのかなと思ひました。ひとつそういうことも含めてお願ひできればと思ひます。

最後は、最も厄介なイノシシとか鳥獣対策であります。これもくどいほど取り上げておりますが、根本的には駆除して減らすということ以外ないわけであります。あとは次善の策として防護柵などで寄せつけない、環境整備をして遠ざけるという以外、それらの方法しかないのかなということは誰も想定されませう。幾ら広域で会議ばかりやってもそんなに進む問題ではないのかなと思われませう。とにかく子供たちでも出くわして、姿、もう既に何度も見られるような状態になってきていますので、三、四年前までは目で直接確認できるという機会は少なかつたと思ひますが、最近は目にすることが多くなつておる状態であります。ということは、絶対数が、もう間違いなくイノブタ化になりつつあるのと同時に数がふえております。そういうことですので、環境整備というのは新しい取り組みかなと思ひて、本当注視したいと思ひますが、ひとつその点はしっかりと、いい事例になるようにお願ひできればと思ひます。

あと電気柵も、先日のお知らせ版にもありましたが、10万円以内で2分の1ですか、の範

囲内ということですよ。これは市単でしたっけ。市単独ね。県単などもあるんですか。茂木町のほうは何かほとんど10割ぐらい出るらしくて、何か市町境のほうへ行くと夜も本当に華やかなほどきらきら光ったり、いろんな防護柵目にするんですけども。中山間地のね。中山間地も、その話になるとまた長くなっちゃいますが、とにかくもう少し活用の方法を部分的でも中山間地認めていただいて、もう少し農家に取り組みやすい。農家じゃどんどんつくりますよね、ほぼただに近ければ。ですから、向こうで追っとばせばこっちへ来るんです。福島からも南下してきます。ですからますますふえます。ひとつそういうことも頭に置きながら今後の対策をお願いしたいと思います。

以上でおしまいにします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、10番渡辺健寿議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時21分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開します。

通告に基づき18番平塚英教議員の発言を許します。

18番平塚英教議員。

〔18番 平塚英教 登壇〕

○18番（平塚英教） 18番平塚英教でございます。一般質問2日目、3日目でございます。議長より発言の許可を得ましたので、早速一般質問に入りたいと思います。

まず、介護保険制度と高齢者福祉についてお尋ねをいたします。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法令の整備等に関する法律は、本年6月18日に自民、公明などの賛成多数で可決成立いたしました。同法は、医療法、介護保険法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法など19本もの法律を1本の法案にして一括して法案審議するという乱暴きわまりないやり方で、採決は、全ての野党が国会審議を形骸化する暴挙だと批判する中で強行されたものであります。

とりわけ介護保険法は、要支援者からホームヘルパー、デイサービスの取り上げや利用料2割負担制の導入、要介護2以下の施設入所閉め出しなど負担増と給付削減がめじろ押しの、制度の根幹にもかかわる、介護保険制度創設以来の大改悪であります。全国一律の介護サービスを市町村に委ねたわけではありますが、要支援1、2の方の訪問介護と通所介護を市町村事業に移し、ボランティアやNPOが参入できる仕組みが盛り込まれたとのことでありますが、この移行の準備を進めるに当たり、市町村担当者から受け皿不足などの問題が指摘されていると

ころであります。この点について、本市の事業に移行する対策・対応状況はどのようになっているのか御説明をいただきたいと思います。

さらに、特別養護老人ホームの入所を原則的に要介護3以上に制限された場合の本市内の影響と対策についても説明をいただきたいと思います。

さらに、一定所得以上の利用者の自己負担を2割に引き上げるとしてありますが、本市の状況と対策についても回答を求めるものであります。

また、要支援介護サービスを本市の事業に移行する中でNPOやボランティアも活用できるとしておりますが、このNPOやボランティアの育成や活用計画はどのようになっているのか、これについても伺うものであります。

さらに、本市の65歳以上の高齢者が本年4月1日現在で人口の30.09%、3割以上に達しており、高齢化が県内に先駆けて進行している中で、高齢者が安心して暮らせる医療、介護、福祉、住まい、生活支援が求められているところであります。市全体でこれらへの支援サービスを総合的に推進する本市の地域包括ケアシステムの確立と推進に向けて本格的に取り組んでいただきたいと考えますが、市当局の構想と対策、今後の計画があればお示しをいただきたいと思います。

次に、本市人口減少対策についてお尋ねをいたします。日本創成会議の分科会が、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口をもとに子供を生む中心の年代である若年女性の数を試算し、現在のペースで地方から大都市へと人口の流出が続けば、2040年までの30年間に20代から30代の女性が半減する自治体が全国で896市町村に及び、全自治体の49.8%に上ると発表がありました。そのうち523自治体が人口1万人を切るとの見込みであり、社会保障や公共交通、学校の維持ができなくなり、自治体の運営が難しくなり、将来消滅する可能性がある地域崩壊の危機を指摘され、栃木県内では日光、茂木、塩谷町、那須町、那珂川町、旧岩舟町と本市那須烏山市も消滅危機試算市町に含まれておりまして、市民に大変な衝撃と不安をもたらしたところであります。

前の6月定例議会でも大いに論議になりましたが、市は、人口減少対策に若年市職員らのアイデアを反映させるとして、全職員を対象に世代、性別でグループ分けをし、さまざまな視点から意見交換を行うとして、7月からここなす姫カフェを開始して、全庁的な体制で人口減少対策に取り組む庁内の意思統一を図るとのことですが、現在までの意見交換の状況と今後の方向性について説明をいただきたいと思います。

さらに、県内市長会では大谷市長が人口減少対策検討会議の設置を緊急提言し、県と市町会と連携し、全県組織で取り組みたいとのことでしたが、その後この検討会議の設置はされたかどうか、今後の方向性、本市の対応策についても答弁を求めるものであります。

3番目の質問、再生可能エネルギーの推進についてであります。福島第一原発事故発生から42カ月経過いたしました。今でも12万人以上の被災者が避難を強いられている状況にあり、毎日400トンも発生している冷却汚染水の処理対策も定まらず、放射性廃棄物の処分場も決まらない状況であります。やはり人間生活・自然と共存できない、コストが高く将来にわたって危険な原発は一日も早くとめる、それにかわって安全な再生可能エネルギーへの転換が改めて求められているところであります。2013年度末の県内太陽光発電導入実績は約42万5,000キロワットで、2012年度末の約18万キロワットに比べて2.4倍になったと栃木再生可能エネルギー有識者会議に県が報告したとのことであります。近隣の矢板市におきましてもメガソーラーの立地やその計画が相次いでおりまして、市内の太陽光発電所の発電量は、住宅用や計画段階のメガソーラーも含めると2020年には合計約4万3,000キロワットに達する見通しで、計算上では、矢板市内1万2,228全世帯が1年間に消費する電力量を上回る規模になると報道がありました。

そこで、本市で取り組まれている再生可能エネルギー事業の進展状況はどのようになっているのか、説明を求めるものであります。特に太陽光発電につきましては、住宅用とメガソーラーの取り組み状況、今後計画されているものについても本市としてはどのように対応し、支援対策を図っておられるのか、いくおつもりがあるのか、説明を求めるものであります。

さらに、隣接の那珂川町におきましては、大山田下郷付近で稼動いたします木質バイオ発電施設は、間伐材や製材所から出された廃材を燃料とするため、安定的な残材搬入の事業継続が課題とのことあります。本市としても利用可能な森林資源が豊富にありますので、これに対して協力できるものと考えております。那珂川町で取り組んでおります木質バイオ発電に対する本市の今後の対応につきましてもあわせて回答を求めるものであります。

次に、子ども・子育て新制度についてお尋ねをいたします。2012年8月に成立をいたしました子ども・子育て3法、子ども・子育て支援法、認定こども園改正法、児童福祉法改正を含めた関連整備法は、税と社会保障の一体改革と称して、消費税増税と抱き合わせで進められてきたものであります。都市部で大変問題になっております待機児童解消を名目に、認定こども園や小規模保育所、家庭的保育など推進するとしておりますが、政府は新制度発足に当たり1兆1,138億円消費税分から充てるとしましたが、7,000億円しか確保できませんでした。

制度内容につきましては、当初、児童福祉法24条による市町村の保育実施義務を全面削除しようとしたことが、国民や保護者などの不安や反対の運動がありまして2012年6月に3党合意により修正され、児童福祉法24条は残されたわけであります。しかし、ここに児童福祉法24条第2項が追加されまして、市町村は、前項に、これは24条の1項なんです、

に規定されている児童に対し、認定こども園または家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じなければならないとしております。この第2項は、市町村の公的保育実施義務ではなく、保育の市場化に道を開く制度を本格的に推進するものとなっており、小規模保育など地域型保育事業の参入は一部を除き保育士の資格が不要で、研修だけでよいものとなっております。保育士配置基準の緩和は、保育の質の低下、子供の命に直結する問題であります。給食提供につきましても、3歳未満児が対象なのに外部搬入を認めており、面積基準も低い上に参酌基準でしかありません。駅前ビルのワンフロアを使うなど企業参入を進めるのが狙いであります。今、9月定例議会が全国的にやられておりますが、その自治体に国の政令基準で進めようとしておりますこの政令のままでは、これまでそれぞれの自治体が独自に国の制度の上に上乘せをしてきた保育制度や水準が後退する危険性があります。児童福祉法24条第1項による市町村の公的保育実施義務をきちんと守り、保育を受ける権利と平等を保障するために全ての子供の保育条件を整備する本市の条例内容の改善を求めるものであります。

今定例議会に子ども・子育て支援新制度を来年4月から本格実施して、予定して条例制定案が上程されておりますが、来年4月本格実施に向けての本市の取り組み状況について説明を求めるものであります。

本市子ども・子育て会議の設置状況、また、これまでのこの子ども・子育て会議の協議内容についても説明をいただきたいと思っております。

また、本市の保育所、幼稚園、認定こども園、学童保育の現在の実施状況と今後の課題についても説明を求めるものであります。

本市は、人口減少、少子高齢化で県内の中でも大変苦しんでいる自治体であります。本市独自の子ども・子育て支援の充実した体制を官民一体を挙げて推進を図るならば、若年層の方々が住みやすく、安心して子育てができるまちとして発展することができるのではないのでしょうか。定住促進や若年層の定着できるまちづくりとして、この子ども・子育て支援についてもきらりと光る市独自のまちづくりを進めていただきたいと考えますが、市当局の見解と対策の答弁を求めるものであります。

次に、空き家対策についてお尋ねをいたします。近年本市におきましても、少子高齢化、核家族化の進展に伴い、市街地でも農村地域におきましても過疎化の進行が著しく、空き家の発生が増加しております。空き家につきましては所有者の適切な管理を求めることが基本であります。核家族化、高齢化の極端に進む中で、市街地、農村地域を問わず適正管理がし切れない空き家がふえているのが実情であります。そのため雑草が生い茂り、火災の発生や不審者の侵入等、防犯・防火に関する近隣住民の不安が高まっているのが実情であります。県内においても、ふえ続ける空き家や空き地の管理を促す空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例

等の制定、施行する自治体がふえております。本市におきましても同様の条例制定に向けて対策を行っているのかどうか、答弁を求めるものであります。

その前提として、市内にはどれだけの空き家、空き地等があるのか、空き家等の実態調査を行っているのか、改めて説明を求めるものであります。この調査につきましては、市が促進しております定住促進事業の推進のためにも、持ち主が特定され、持ち主の承諾が得られ、家屋について空き家バンクに登録いただいて、希望者に行政や民間の力をかりて紹介、あっせんを進めることが可能になれば定住促進につながると考えるものであります。空き家バンク登録と紹介、あっせんを推進する体制整備や定住促進への利用実施状況についても回答を求めるものであります。

最後に、集団的自衛権行使容認に反対をという立場で質問をいたします。7月1日、安倍内閣は、国民多数の反対の声に背いて集団的自衛権の行使容認の閣議決定を行いました。この閣議決定は、集団的自衛権行使は憲法上許されないとするこれまでの政府見解が半世紀を超える長い国会論戦の積み重ねを通じて定着、確定してきたものを、国会でのまともな論議も行わず、与党だけの密室協議で一片の閣議決定で覆すことは憲法破壊の暴挙であり、立憲主義を根底から否定する暴挙であります。

閣議決定は、海外で戦争をする国づくりを2つの方向で推し進めるものとなっております。第1は、国際社会への平和と安定への一層の貢献という名目で、自衛隊が活動する地域を後方支援、非戦闘地域に限定するとしてきた従来の枠組みを撤廃し、武力行使をしてはならないの歯どめも外し、戦闘地域でも支援活動ができるとしておりますが、当然相手側からの攻撃がされれば応戦し、武力行使を行うこととなります。アフガニスタン戦争で集団的自衛権行使をした、参戦したNATO軍においてもおびただしい犠牲者を出したように、自衛隊も戦争の泥沼に巻き込まれることは明白であります。

第2に、憲法9条のもとで容認される自衛の措置として集団的自衛権行使の武力行使の新3要件を示し、日本に対して直接武力攻撃がなくても、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合として時の政府が判断すれば、外国で武力行使ができる内容となっております。

今回の集団的自衛権の行使容認はあくまで限定的にすぎないと説明しておりますが、これもごまかしであります。海外での武力行使はどこまでも拡大する危険があることは明らかで、集団安全保障の名において新3要件を満たせば憲法上武力行使が許されるならば、憲法9条が禁止するものは何もなくなってしまう、こういうこととなります。この閣議決定が戦争放棄の平和憲法に反することは明らかであり、日本を海外で戦争する国に変えてしまう大変な暴挙であります。世論調査でも過半数の方が反対しており、撤回する以外にはありません。

日本は、平和憲法を生かし、国際紛争は外交努力と平和的手段で解決を図るべきと考えますが、市長の見解を伺うものであります。8月15日付の新聞報道によれば、県内で11市長はこの問題について政府の説明が不十分との回答を寄せておりますが、大谷市長は回答がありませんでした。今回の質問について、この問題についての明快な答弁を求めまして第1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは18番平塚英教議員から、介護保険制度と高齢者福祉についてから集団的自衛権行使容認に反対をまで大きく6項目にわたりまして御質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

1番目の御質問の介護保険制度と高齢福祉についてお答えをいたします。まず1点目の要支援が保険給付から外され、市の事業に移行する対応についてであります。地域医療介護総合確保推進法の成立により、予防給付の訪問介護、通所介護につきましては、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる介護保険制度の中の地域支援事業へ移行することとなっております。この移行につきましては、平成27年度から平成29年度までに実施することとなっております。

市は、要支援者に対し、専門的なサービスを必要とする人にはこれまでどおりサービスを地域支援事業で対応すると同時に、増加をする高齢者への多様な対応ができるよう、多様な担い手によるサービスに取り組む予定といたしております。今後国において介護予防・日常生活支援事業ガイドラインを提示することとなっておりますので、ガイドラインに基づき詳細な内容を決めてまいります。

続いて2点目の施設入所対象を要介護3以上に制限された場合の影響と対策についてであります。国の医療介護総合確保推進法案の成立により、平成27年4月1日以降、指定介護老人福祉施設、特別養護老人ホームにつきましては、限られた資源の中で、入所の必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中・重度の要介護高齢者を支える施設として機能の重点化が図られることとなりました。このため、新たに入所する方につきましては原則要介護3以上に限定されることになりましたが、要介護1または2の方でありましても、やむを得ない事情により指定介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与のもと、施設ごとに設置している入所検討委員会を経て特例的に指定介護老人福祉施設への入所が認められることとされております。

この特例入所の判断につきましては、透明かつ公平な運用を図る観点から、今後厚生労働省において特例入所者の判断に当たっての具体的な要件、判定手続についての指針が示されるこ

ととなっております。本市におきましても、入所判定につきましては、国の指針を踏まえて、介護の必要の程度及び家族の状況等の勘案をすべき事項に照らし、入所の必要性を具体的に総合的に判断をしてまいりたいと思います。

続いて3点目の一定所得以上の利用料を2割に引き上げる本市の状況と対策についてであります。先般の通常国会で成立をいたしました医療介護総合確保法による介護保険法の改正において費用負担の公平化等に関する事項として規定をされ、平成27年8月から施行となるものであります。一定以上の所得者の利用者負担の見直しにつきましては、平成12年の介護保険制度の創設以来、所得にかかわらず利用者負担が1割とされてきましたことから、今後、高齢者のさらなる進展に伴い介護費用の増加が見込まれるために、制度の持続可能性を高めることを目的として見直されたものであります。保険料の上昇を可能な限り抑えつつ現役世代の過度な負担を避け、高齢者世帯内でこの負担の公平化を図るために、65歳以上の被保険者のうち一定以上の所得のある方には2割の利用者負担をしていただくことが必要とされまして、第1号被保険者の利用者負担について見直されるものであります。

なお、高額介護サービス費の仕組みに基づき、利用者負担には月額上限が設けられておりまして、負担割合が2割となりましても、対象者全員の負担が必ずしも2割となるものではありません。

改正する政令改正等につきましては、最終的な条文の確定、公布はこの先となる予定でありますので、今後においては、国の制度改正の動向を注視して本市における施行準備を進めてまいり所存であります。

続いて4点目の本市の事業へ移行するNPOやボランティアの育成や対応についてであります。高齢者が増加し、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯が進む中で、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしき暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供されます地域包括ケアシステムの構築の実現化が重要とされております。また、認知症の高齢者の増加が見込まれますことから、地域での認知症高齢者を支えるためにも地域包括ケアシステムの構築が重要であります。

しかしながら、人口構成や高齢化に地域差があるために全国統一をした手法では対応できず、地域包括ケアシステムは、市町が中心となりまして地域の多様な支える力を集結させ、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていく必要がございます。特に今般の改革では、既存のサービスに加えましてNPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用いたしまして高齢者を支援する体制をつくっていくことが高齢化に対する喫緊の課題であると捉えております。今後は、第6期介護保険事業計画策定の中で、高齢者福祉計画策

定委員はもとより、地域包括支援センター運営協議会、地域ケア会議、認知症連携推進協議会等において委員の意見をいただくとともに、国が提示する介護予防・日常生活支援事業ガイドラインに基づき地域包括ケアシステムの確立に取り組んでまいりたいと思います。

2番目の本市人口減少対策についてお答えをいたします。若者がみずから希望に基づき結婚をし、子供が産み育てることができる社会をつくることが人口急減の流れをストップさせる基本方策であります。人口減少対策は当市の重要課題でもありまして、教育、福祉、医療、雇用、住宅等各分野で最も精力的に対応してまいりましたが、さらに今後は全庁的な対応が必要であるとともに、選択と集中を行いながら若い女性の目線に立った政策を実現を図っていかねばならない、痛感をいたしております。

このため、知識や知恵は会議室の中で生まれるのではなく、人々がオープンに会話を行い、自由にネットワークを築くことができるカフェのような空間でこそきめ細かな戦略が統発されることが多々ございます。当市の独自戦略を調査研究のために、若い女性職員等によるこなす姫カフェを平成26年7月2日に実施いたしました。また、若年男子職員対象のワールドカフェは8月5日に実施しております。今後は子育て世帯を対象にワールドカフェの実施を計画をしていきたいと思っております。あすを担う世代の考え方を尊重しながら今後の具体的対応策を検討してまいりたいと思っております。

また、7月23日の栃木県市長会の席上緊急提言をさせていただいた人口減少問題の検討委員会の設置につきましては、県市長会、町村会、町村長会の3者による組織をつくることとなりました。副市長、副町長を委員に、人口減少問題研究会下部組織といたしまして、県職員、各市長、職員で構成するワーキンググループを設置いたしますが、人口減少をストップさせるには子育て支援だけでなく、産業、雇用、国土形成、税制、それなどの国の総合的政策が必要不可欠であります。各市町村は現段階でも多種多様な独自対策を実施しておりますが、国の政策が机上の空論にならないためにも県や市町村の現場からの提言が必要であります。実効性のある国ベースでの政策を求めていく考えであります。

終わりに、本市の現段階の基本的な人口減少対策、大きく3通りあると考えております。まず出生率の向上であります。そのために、市内に若い夫婦が安全に、しかも安心して子供を産み育てやすい環境整備をすること、2つ目といたしまして、本市から大都市への若者が流出する流れをとめるということであろうと思っております。3つ目は、都市部から逆に本市に若者を呼び込むこと。

この中で集中的に実施をする戦略の対応といたしましては2通りを計画いたしております。まずは若い夫婦が子供を産み育てやすい安全・安心なまちづくりに取り組むこととあります。具体的な対応策の考えられますことは、保育サービスの拡充、男性の育児参加、あるいは結婚、

出産、育児のワンストップサービス、あるいは教育環境の充実も大切であります。また、医療機関の充実及び医療費等の助成であります。さらに若者、結婚、子育て、安定した年収確保を目指した雇用、生活の安定、これには農林業の再生とか地域資源の活用及び地域経済の再生も上げられると思います。さらに住宅環境の整備、これは子育て世代へ家賃助成、市街地への優良賃貸住宅建設促進対策等も上げられると思います。さらに交通安全・防犯対策の推進、災害対策の強化、2点目は、烏山地区、これは八溝地域を中心としてにぎわいのあるまち復活に取り組むことであろうと思います。地域の教育、医療、商業地としてにぎわいを取り戻し、若者に魅力のある地域拠点、いわゆるコンパクトシティというようなことになるとは思います。都会でもちょっと田舎、田舎でもちょっと都会的なまちを目指す、このようなことがございます。

これにはやはりインフラの整備が必要不可欠でございまして、当市を南北に横断いたします国道294号及び東西に縦断いたします主要地方道宇都宮那須烏山線、さらに水戸へ、茨城県のほうに抜けます那須烏山御前山線等の整備促進は欠かせないと思います。さらに栃木県八溝地域、この茨城県西部が、これらはいずれも先ほどの896の消滅可能性地域に当たっておりますことから、こういった地域連携、これも非常に必要なことかなと考えておりまして、そういった連携した地域に合った地域連携事業、そういったことも必要なのかなと、このように考えております。

これからの具体的な成果を進めるときには、財政的とか制度改革、いろいろと非常に高いハードルがあります。できることからすみ分けをしながら最優先事業として対策を進めていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、3番目の再生可能エネルギー推進についてお答えをいたします。1点目の太陽光発電についてであります。本市におきましては、家庭用として住宅用太陽光発電システム設置費補助金が平成24年、25年度に224件、総出力が1,163キロワットに達しております。年間の発電量は116万3,000キロワット、つまりメガソーラー1カ所に相当するものと、このようになっております。今年度からは、従来の太陽光発電システムに加えまして太陽熱利用システム及び木質バイオマスストーブの設置費に対する補助金の交付を開始いたしました。8月末の時点で太陽光発電システム25件、太陽熱システム4件、木質バイオマスストーブ1件の計30件の補助申請が提出されたところであります。

また、那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例を改正の上、大規模太陽光発電所を誘致するための財政支援も開始したところであります。こうした手厚い支援のかいもありまして、エビス太陽光発電所、坂善不動産太陽光発電所、旧七合中学校太陽光発電所を初め多くの大規模太陽光発電所が稼働を開始したほか、現在も発電開始に向け工事が進められている発電所が

ございます。今年度に入っても大規模太陽光発電所の設置に関する多くの相談、今15件程度が寄せられておりまして、土地利用上の規制の観点から市内調整を進めているところであります。来年度以降につきましても、発電量の買い取り価格によっては引き続き設置件数の増加が想定されるところであります。こうした環境に優しい再生可能エネルギーが普及拡大していくことは大変ありがたいと感じております。

一方、8月21日に開催されました栃木県副市町長会議におきまして、本市と同様に大規模太陽光発電所の進出が進んでいる近隣自治体から、設置された大量の太陽光パネルが撤去されず、20年後、30年後に廃棄物として放置されることを危惧しており、何らかの対策が必要であるとの意見が出ておりました。私も同感であります。本市におきましても不法投棄による負の遺産を残さないためにも、設置事業者に対しまして事業終了後における解体撤去と原状回復について指導を行うほか、法律等を遵守し、適正な事務事業執行に向け、県及び関係課と横断的連携のもとに調整を進めてまいりたいと考えております。

2点目のバイオマス発電事業につきましては、現在のところ本市内における発電所整備の動きはございません。議員からの御質問がありました那珂川町では積極的にバイオマス発電所に取り組んでおりまして、事業を運営いたします山林活用ドットコムによれば、近隣約50キロメートル圏内からバイオマス資源の収集を予定しているようであります。平成24年9月に策定いたしました那珂川町バイオマス活用推進計画書によれば、那珂川町の未利用の林産資源、間伐材は1万9,583トンであります。バイオマス発電に必要な資源使用量は約6万トンでございますので、4万トンの不足が生じることになります。こうした中、バイオマス発電施設から比較的近距离にあります本市は、未利用の林産資材、間伐材の供給先として有効であると考えております。

一方、未利用の林産資材は山林からの搬出等に多額の費用が生じるほか、バイオマス発電用のチップ材の価格によりその採算性が大きく変わってしまうことも懸念されます。しかし、林業経営者にとりましては、林産資源等の新たな販売先となるだけでなく、南那須地区における林業界全体の活性化につながる事業ですので、県森林組合等の関係機関との連携の上、木材の供給について検討してまいりたい所存であります。

次に、第4番目の子ども・子育て新制度についてお答えをいたします。議員も御承知のとおりであります。平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートいたします。平成24年8月に子ども・子育て3法が成立したことに伴いまして、子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項を調査、審議する等の機関といたしまして那須烏山市子ども・子育て会議を設置するために、平成25年9月議会において那須烏山市子ども・子育て会議設置条例を制定いたし、12月12日に第1回会議を開催し、本年の8月末までで計

5回の会議を行っております。

協議内容でございますが、昨年12月に実施いたしました教育・保育のニーズ調査の結果から、就学前教育、保育事業並びに地域子ども・子育て事業につきましては、現在の利用状況及び今後の利用希望を踏まえた量の見込みを算定し、この量の見込みに対して必要な施設や事業が適切に提供されるよう計画的に提供体制を確保する確保の方策などを検討しております。また、今回の議会に提出させていただきました条例の策定につきましても協議をさせていただいております。この後、年内を目途に那須烏山市子ども・子育て支援事業計画素案の策定を行い、パブリックコメント等を実施して、来年4月からの本格施行に向けスムーズに移行できるよう努めてまいりたいと思っております。

なお、子ども・子育て会議は、計画を策定するだけでなく、事業の進捗状況を評価し、必要に応じて計画を変更するなどの役割を担っております。

次に、本市の保育所、幼稚園、認定こども園、学童保育の実情及び課題についてでございますが、本市では、公立保育所3カ所、私立保育所1カ所、公立幼稚園1カ所、私立幼稚園1カ所が設置されております。また、幼保連携型認定こども園といたしまして私立で1カ所設置をされております。ゼロ歳の乳児から就学前児童に至る保育及び教育を実施し、保育行政の推進に努めているところでございます。一方、学童保育につきましては小学校ごとに設置をしておりますが、烏山学童は第1と第2がございますので、全部で6カ所設置いたしております。小学校に就学している児童を対象に、学校及び家庭との連携を図りつつ児童の健全な育成に努めております。

しかしながら、多様化する保育ニーズへの対応、保育サービスの充実と保育士の体制の確保、施設の老朽化への対応など課題を抱えておりました。財政状況等を考慮しながら、課題に対応できるよう保育行政等の推進を求められております。また、三位一体改革に伴い保育運営費の一般財源化や少子高齢化により保育行政を取り巻く情勢は大きく変化いたしております。このような状況を踏まえて本市では平成24年度に公立保育園等検討委員会を設置し、現在の公立保育園、幼稚園については、社会情勢、経済情勢の変化や国の保育制度改革を考慮しつつ保育サービス等が充実できるよう本市の役割を明確化し、今後の方向性を検討してまいりました。この公立保育園等検討委員会では5回の委員会を開催し、公立保育園等の運営方針について取りまとめたところであります。

今後は、現在進めております那須烏山市子ども・子育て支援事業計画を策定し、幼稚園、保育所が新制度へ移行がスムーズにいくように支援をしてまいります。また、全ての子育て家庭を対象に、地域実情に応じた子育て支援の充実を計画的に整備し、安心して子供を産み育てられる環境づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

5番目の空き家対策についてお答えをいたします。議員からは、平成25年3月、平成26年3月一般質問に引き続き、空き家対策に対する進捗状況に関する御質問と理解をさせていただいております。国におきましても、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしております。地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のための対応が必要であるという観点から、空き家等対策の推進に関する特別措置法が議員立法として今週の臨時国会への提出を目指す検討が進められていると、このように聞き及んでおります。

数字が古くて大変恐縮であります。平成20年時点において空き家は全国757万戸、平成25年10月現在272の自治体が空き家条例を制定していると国の発表がございますが、県内におきましても足利、鹿沼、宇都宮、日光、栃木、小山、大田原の7市において空き家条例を制定を確認いたしております。いずれの条例も空き家等の適正管理及び有効活用を目的とした内容となっております。所有者等の責務、市の責務、調査の実施や空き家の状況、修繕、立木等の伐採等の措置の指導助言、勧告、命令が可能となるようなつくり方となっております。

空き家の実態調査に関しましては、条例制定に先立ち、市内のどこに何件あるか漏れなく調査するために全戸調査を予定しております。今回の9月補正予算の中において予算化をさせていただいたところであり、当該調査の目的といたしましては空き家の件数把握を主といたしますが、その後の活用できる空き家、活用できない空き家を大別することを次の着陸点として見据えております。さらに、市の空き家等情報バンク制度規定などの整合性を図りながら、空き家の正確な情報と地域住民の意見を聞きながら、庁内調整を経て空き家対策条例の早期制定に向けて事務執行を進めてまいりたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思っております。

6番目の集団的自衛権行使容認に反対をについてのお答えでございます。昭和22年5月3日に施行されました日本国憲法の三大要素、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義であります。憲法前文の中に、日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼をして、我々の安全と生存を保持しようと決意したとあり、まさに日本国憲法は戦争放棄をした世界に誇れる平和憲法であり、日本は戦後69年、戦争のない平和の国として続いた原点でもあります。今後も将来にわたって未来永劫、日本の恒久平和と安全が保たれることを望んでおります。

議員の御質問につきましては、平和憲法の趣旨に従い、国際紛争は外交努力と平和手段で解決することを望んでおります。そしてこの日本、さらには世界が戦争のない平和の時代になることを強く望んでおりますことが私の祈願でもあります。

なお、集団的自衛権は国家の重大事案であります。閣議決定をされたことは時期尚早ではなかったかと疑問を感じております。といいますのも、国民世論等において賛否が分かれています。

ことに象徴されているのではないのでしょうか。将来にわたって未来永劫、日本の恒久平和と安全が保たれるために、賛否両論、どちらが真に正論に近いのか、徹底した議論をさらに展開してほしいというのが私の所感であります。

以上、答弁を終わります。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 丁寧な御答弁ありがとうございます。引き続きましてまた詳細について質問を申し上げたいと思いますので、御答弁のほどよろしく願いいたします。

まず介護保険制度の件に関してでございますが、今回の地域医療介護総合確保推進法の中で大きな、要するに改悪と私どもは考えておりますが、問題は、介護の必要度の要支援1、2の方を訪問介護と通所介護、これを介護保険から市町村の事業に移行すると。そしてボランティアやNPOが参入できる仕組みが盛り込まれたということでございますが、全国それぞれ力のある市町村もあるし、なかなか大変な市町村もあるわけで、押しなべて申しますならば市町村への移行に大きな課題があると、これが新聞報道で出されておりました、受け皿が簡単にふやせない、こういうようなものが実情ではないのでしょうか。

とりわけ問題なのは、先ほど市長が言われましたように、現在、要支援1、2の方でも、このサービスを利用されている方は引き続いて利用できるというふうに聞いておりますが、今後新たにこの申請をする場合にはどうなるかということございまして、まずは、国会でのやりとりなどを聞きますと、専門職員等によってまずこの要支援者が必要かどうかということ判断するためにチェックリストで判断をすると、このようになっているそうであります。国会で、必要な人には専門的なサービスを提供するというふうに大臣が答えておりました、その必要な人というのはどういう人なんですかということについて、日常生活に支障を生じる認知症の人、自分の生活管理ができない人、コミュニケーションなどの社会性が構築できない人、退院直後で集中的な支援が必要な人と、こういうことなんだけれども、そういう人についても専門職の人が自治体のほうで本当に必要かどうかという窓際でのチェックをして、これを抑えるおそれがあるということが問題になっております。

さらに、この問題なのは、要支援は軽度なのかどうかと、こういう問題です。これについても、この専門委員会のほうでの協議の中では、要支援の人は軽度ではないと。また、それに当たる職員の方はその変化に気づいて重度化を防いで、そして尊厳を持って自立した生活ができるようにやるのがヘルパーとかそういう方々の責任だと、こういうことが出されているわけですが、実際にはそういう方々については、先ほど、保育所と同じように専門職の方をどんどん引いて、パートやそういう方に置きかえようとしているわけでありまして、深く生活状況や変化を見きわめる能力があるのかどうかというのが問題だということがありまして、それ

が単なる、その見きわめることができなければ、重大な病気、あるいは介護についても重くなってしまうと、こういうことになりますと、やぶへび、逆になっちゃうわけです。だからそういう意味での、やはり要支援といえども必要な専門サービスをきちんとすることが必要だと、こんなふうに思います。

そういう点で、これから、要支援1、2というふうな方でも必要なサービスが提供できるような、必要なサービスというのを国のほうで言っているわけですから、それが本当に適用できるような体制をとってもらいたいと思うんですが、それについては、これは市町村に移るわけなので、市の担当としてはどんなふうに考えているのか、まず御答弁いただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 要支援1、2の方の来年度以降のサービスにつきましては、先ほどから議員おっしゃるように、地域の総合事業に移る、訪問型ヘルプとデイの部分に移るということになっておりますが、移してすぐに対応できるかどうかという部分について非常に難しい部分がございます。それはそれぞれの状況に応じて、そのそれぞれのケースに応じて、今までのサービスの継続が必要な場合も出てくることも考えられるかと思っております。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） それについても、専門的サービスについてはふさわしい単価を決め、そして多様な担い手によるサービス、これは掃除とか洗濯とかそういうことだと思っておりますが、そういうものについては安価な単価を設定するというだけで、ガイドラインを示すと言いますけれども、実際に決めるのは市町村なんです。事業所がやるものについて決めるのは市町村と、こういうことでございますね。

それで2つ目の問題ですが、利用者の施設入所から外される要支援1、2の方、何かお聞きしますと要介護2の方で現在施設入所されている方がいるということでございますが、こういう方々については引き続いて対応されるということでございますが、今後そういう方々が、新たに施設介護を新設した場合に、必要かどうかを見きわめて決められると思うんですが、大体どのぐらい、現在、市全体では要介護2で施設を利用されている方が16人程度と言われておりますが、そういうような状況の中で、今後これの適用がされない方は何人ぐらい、これは推計ですけれども、どのぐらいあらわれて、それについてはどのような手当てをする考えなのか説明いただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 現在市内の特養に入所されている方で要介護2の方は、今、議員おっしゃいますように16名おります。大体入所者の8%弱になってございますが、今後は原則として要介護3以上の方が入所できるということでございます。先ほどの市長の答弁の

中にもありましたように、経済性とか介護の状態とか、そういう状態によって必要があれば要介護2でも入所できる方があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 次に③の問題でございますが、利用料が一定以上の所得のある場合には2割利用料を払うということでございますが、これが、所得の合計が1人当たり160万以上の方が2割になると。年金収入だけの方では280万以上の方が2割負担となると。夫婦で180万の年金をもらっている方はどちらも1割ですが、片方が280万で片方が80万ならば1人は2割、1人は1割と、こういう利用料になるということでございます。

しかし、この考え方が、厚生省のモデルでいうと、年収359万、こういう夫婦の方であれば消費支出やその他を引いても60万ぐらいの余裕が出るだろうと。だから介護保険の利用料が払えるだろうと、こういう推計だったんですけども、実際に総務省が家計調査で、年収250万から349万、350万近い方ですね、の高齢者世帯の平均可処分所得は197万という答えが出たんです。そうすると60万余らないんです。だからこの2割負担の根拠がなくなっちゃったということで、うちのほうの小池議員が指摘したならば、委員会がストップしちゃって大変混乱したんですけども、田村大臣も反省は口にはしましたが、最終的にこの年収280万ラインで2割導入するということは撤回しないまま、強行採決ということで通ってしまったということでございます。

現在、この所得で、これもどういうふうに推計するかわかりませんが、2割負担制が導入された場合には現在の利用状況の中で何人ぐらいが該当するのか、その数字があるのかなのか、推計ですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 国のほうの試算によりますと所得の20%というふうな推計をされているようでございますが、那須烏山市の介護保険料の各段階別で所得が160万を超えるのが、7段階、8段階、9段階の人数を保険者全員で割りますと、約1割程度がその該当になるかなというふうに推計しております。

○18番（平塚英教） それは何人とかいう数字は、現在で言えば。現在利用している人の中で。

○健康福祉課長（樋山洋平） 800人程度かなと思います。現在、介護保険の利用者ですから1割ですと、大体百二、三十人ぐらいになるかと思います。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） はい、わかりました。

それでは、今回の改正についてはその他の改悪もあるんですが、時間の関係でそれは後にしたいと思います。

次に、地域包括ケアシステムの確立と、これを問題にしたいと思います。市の65歳以上の人口が30%を上回ってしまったと、こういう状況の中で、高齢者が安心して暮らせる医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供できる包括ケアシステムの取り組みが重要となっております。これについて、市包括ケア推進会議、こういうものをぜひ立ち上げて総括的にこれを進めていただきたいと思いますと思うんですが、先ほども市長のほうからありましたように、第6期介護計画、これを2015年から17年の間に策定をするということだと思っておりますけれども、そういう点で、まずはいわゆる人材の確保とか市民の協力体制とか、こういうものが求められるかなというふうに思うんですが、栃木市でも、新聞報道によりますと、医療介護関係者、地域包括支援センターなどの行政職員、自治会、民生委員、老人クラブ、地域のネットワークを構築する必要がある人というようなことで、こういう方々でこの地域包括ケア推進会議を設置したいと、このように言っておりますが、本市においてはどのようなメンバーでこれを設置し、いつごろまでに立ち上げてこの体制を整える考えがあるのか、説明いただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 地域包括ケアシステムの構築につきましては、非常にまだ情報が明確になっていない状況でございます。まだまだ検討する余地が多いことと、国が示すガイドラインの中にも示される内容があることから、まだ人選とかの検討はしておりませんが、今後、今までのケア会議とか、先ほど市長の答弁の中にもありました地域包括支援センター運営協議会委員などの方々が多分ケアシステム構築のメンバーになってくるのかなというふうに考えてございます。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 高齢化社会を見据えて医療供給体制も含めれば、医療の2次救急の2次保健医療圏というんですか、2次医療保健については、那須烏山市は県北に属するんです。したがって、県北の病院までかなり遠いわけでございますから、やはり那須南病院を中心に、中核として医療、介護、予防、住まい、生活支援の切れ目ないサービスが提供できるようなオール市民参加の地域包括ケアシステム、高齢化が3割ですから、これからますますそれが高齢化するわけですから、みんなで豊かな協働の地域社会をつくろうというような点で進めていただきたいと思うんですが、この地域包括ケア推進に当たって市長はどんな考え方でいるのか、御答弁をいただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 高齢化率も30.5を超えまして、大体今の趨勢からいきますと毎年1%程度は上ってくるのかなというふうに思っています。またさらに、75歳以上のいわゆる後期高齢者、今回の敬老会の招待者数でございますが、今5,000人いらっしゃいます。これは18%ぐらいに当たるんです、人口の。これもふえてまいります。そのようなところから、この介護予防を含めた包括、介護、医療あるいは保健、全てを、介護予防を含めた包括支援システムの構築は本当に喫緊の、高齢化対策の本当に大きな課題であると、このように考えておりますので、この構築については、今御指摘のように、今2次救急といたしまして本当に御活躍をいただいている那須南病院を核として構築をしていきたいと、このように考えております。

やはり重きを置くのはどうしても施設入所、やむを得ず施設入所というのは本当に残念なことです。それはやっぱり手厚い介護をしていく必要があります。いわゆるそれにならないような介護予防、こういったところをさらに重点的にやっぱり深めるためにも、医療、そして保健、あるいはそういったところと連携を進めるのが一番だと思いますので、早いうちにそういった一つの委員会、協議会を立ち上げながら、那須南病院を核としたシステムの確立に努力を傾けていきたいなど、このように思います。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 次に人口減少対策についてでございますが、ここなす姫カフェにつきましては先ほど説明があったんですが、これについて、新聞報道では、全庁的な体制で人口減少対策に取り組む庁内の意思統一を図るといような書き出しなんですけれども、若い女性あるいは男性の意見も大事ですけれども、全庁的な立場でというような論議はされるのかされないのか。さらに、県のほうでも、市長が提唱して、県と市長会と町村会と三者で対策を進めるということでございますが、国においても今度そういう大臣を、地方創生大臣で、まち・ひと・しごと、こういうことで進めるということでございますので、いろいろなメニューも出されてくるかなというふうには思うんですが、そういうものも含めてこの那須烏山市独自の人口対策をさらに進めていただきたいと思うんですが、その辺の考え方について説明いただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 7月23日に緊急提言という形で人口減少問題対策検討会議の提案をさせていただきました。早速即、即決をいただきまして、町村会、県にも呼びかけて、全庁的なオール栃木で対応するというのも決まっております。具体的には、副市町長の中でその研究会を発足いたしまして、会議の招集が既に、きのうだったかな、あったところであります。その下に県を挙げてワーキンググループというものをつくります。それも現実味を帯びてきたので、大変ありがたい提言だったというふうに思っています。

私がこのような提言をしたのは、やはりきのうの内閣改造でも地方創生大臣が新たに誕生したということも受けて、国を挙げてやっていただけたということですが、ややもすると国主導の形骸化した組織になりがちです。それを防ぐためにはやはり地方の声を真摯に国に向ける必要があります。やはり人口減少問題は独自の策を持って、自分の地域は自分で決めるというのが私は、この具体的な取り組みの形としてはそのようなこととなります。それが自治体間競争につながって、切磋琢磨の精神で人口減少をお互いに決断をしていくということになるんです。しかし、市町村ではどうしてもできない財政面の点、それと制度の問題です。これはどうしても国策で進めてもらわなければならない。そういったところから、県を挙げて、栃木県として説得力のあるこういった提言をしていただきたいというのが旨でありましたのでそういった提言をさせていただきました。

そのようなところから、今後は市としてもでき得る対策は講じる、その一角がワールドカフェのここなす姫カフェということでございますが、現在は、若手の職員、そして2回目は、女性職員、そして男性職員ということで会議を開いておりますが、さらには市民の皆さん方にも御協力いただいて、これは20代から39歳ということではなくて、市民多くの皆さん方からそういった意欲のある、また、会議に参加をしたいという方については大いに参画をしていただいて、この政策に反映できるような人口減少対策への御提言をいただきたい、こういう考え方で進めていきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 続きまして再生可能エネルギーについて質問いたします。誘致企業の一環として、市の企業の誘致及び立地を促進する条例の適用の中にこのメガソーラーも入れたということでございます。先ほどちょっと私が聞き漏らしたのかどうかわかりませんが、25年度、要するに、までに稼働しているメガソーラー関係の電力ワットは、住宅用と工業用、企業用を合わせて何ワットなのか。それと、今、聞き及ぶところによりますと、東宇都宮カントリークラブ、あるいは星の郷ゴルフ場跡にもメガソーラー計画があるというふうに聞き及んでおりますが、そういうものが稼働すると何キロワットになるというような見通しがあるのかどうか、その辺について、現在つかんでいる市内のメガソーラーの発電力がどのぐらいあるのか、そしてこれから計画されているものが稼働されるとどのぐらいにふえるのか、それについて、もし数字があればお示しをいただきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 零環境課長。

○環境課長（零 友二） そちらのほうの質問にお答えいたします。過日、東電、東京電力のほうから資料を提供いただき、その資料に基づきまして私どものほうで試算した結果によりますと、平成25年度までの数字ではございますが、件数といたしまして、一般家庭、メガソ

一ラ一等の企業の皆様方で実施されたソーラー両方合わせまして705件というふう聞いております。累計の出力なんです、6,630キロワットでございます。ただ、先ほど平塚議員の御質問の中にありましたこれからどの程度のものが出てくるのかというのは、ちょっとまだ現段階といたしましてははっきりした要素が確定しておりません。そういったものについては、申しわけございませんが、わかり次第というふうなことで情報の提供をさせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） これも、企業誘致及び立地を促進する条例の中にこれを取り入れたものでございますから、市としても内容を十分調査の上、内容等に問題がなければこれを大いに支援をしていただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

次に、子ども・子育ての関係について質問をいたします。これはこの間、条例が提案されておりまして、そこでもやりましたから同じようなことはやりませんが、やはり問題になっているのは、要するに保育士としての資格が要らないで、そして小規模保育所や事業所内保育、家庭保育というんですか、そういうところに従事できるということで、ゼロ歳から2歳までの幼児を担当される方、これについて、子育てが一段落した専業主婦などに研修に当たっていただくということですが、厚労省が示してきた中身では、安全管理については基礎研修で1時間、専門研修を含めて、実技を含めて2時間しかない、ということですから、本当に赤ちゃんなどを預かっている場合には、託児所という考え方でいけばそれでいいのかもしれませんが、保育所ですから、やっぱり健康や生命、安全が保たれるわけなので、そういう点で、私としては、そういう小規模事業所の設置を市がどんどん認可するというのではなくて、やはり公立保育所、そういうところで面倒を見ていただきたいなと、こんなふうに考えるものであります。

さらに学童保育、これについては12月議会に内容については出るんであろうというふうには思うんですけども、これについても、地域子ども・子育て支援事業の一つとして国が基準を出すということでしたが、中身については児童福祉施設にはならなかったんです。それで、自治体が条例で基準を制定するという事なので、市町村の責任が明確になったわけでありまして。それで、やはりこれについても、きちんと子供の養育や指導ができるような責任ある方をぜひ配置をお願いしたいなというふうに思います。

3つ目の問題でございますが、保育料なんです。この間も質疑の中で問題になりましたが、本市におきましては……。ごめんなさい。この新制度の前は、国の保育料の基準は、所得によって保育料のそれぞれの階層が決まるというふうになっておまして、それが今度の新制度では住民税の金額によって階層が決まると、こういうふうになるそうでありますが、現在まで、

この保育料は国の基準がありますが、そこに市が大変上乘せをして、保育料の高騰を防いで保護者の負担を軽減しているということになっておりますが、これについては、今後新制度になっても引き続いて市ができる限りの軽減を図るのかどうか。

また、幼稚園ですか、幼稚園については幼稚園就園奨励金とか何かが出ているのかな。それについては今度の新制度になってどうなるのか、引き続いて今までどおり同様に負担を軽減する対策がとられるのかどうか、その辺についてお示しをいただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 保育料の件でございますので私からお答えをいたします。今、本市の保育料の実態は、いろいろと調べていただくとおわかりになりますけれども、県内でも安価なほうであると、このように思います。これから人口減少、あるいは先ほどもその対策等について、こういった保育料の軽減は大変大きな人口減少対策の財政支援になるわけでございますので、そういったことを含めて、人口減少、少子化対策の一環として、そういったことが大きな、定住あるいは子育て支援の、子育て支援しやすいまちだというようなイメージをつくるために、非常によく詳細に検討いたしまして、そういったことが非常に那須烏山市としてはふさわしい戦略だということであれば、私は大いにこういったことについても積極的に図っていききたいなと、このように考えておりますので、今そういったところで検討段階だというふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 次に空き家対策でございますが、先ほど説明があったとおりでございます。そこで、この空き家対策の実態調査はいつごろ、今度補正予算、今度この議会に補正予算をつけたということでございますが、いつごろどのような形で実施をして、そして、それを踏まえて条例制定はいつごろを考えているのか、また、空き家バンク、きょうの下野新聞に出ておりました。これについては27年度からやるのかな。その辺も含めてスケジュール等があればお示しをいただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） まず、空き家の実態調査につきましては、補正予算で認めていただきましたので、速やかに発注をしまして、年内には調査を終わらせるようなことで進めたいと思います。業務委託ですので、直営でやるわけではございません。これをもとに条例制定ですが、やはり今、私のほうでもこれは速やかに取り組まなければいけない喫緊の課題であるということですので理解しておりますので、次の定例議会かその次ぐらいまでには何とかやりたいと思っています。よろしくをお願いします。

○18番（平塚英教） バンク。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 今回の空き家の調査に基づきまして、件数が今までは年間四、五件だったものが多分何倍か何かになるかなと思っておりますので、空き家バンクの充実を考えております。私としての充実は、今の件数がふえることの充実、それと仲介の支援のこと、そして活用の支援、そして定住者の対話等々を入れて、きのう沼田議員のほうに説明しましたように、定住の住まいづくり条例と助成金とあわせてPRをしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 最後に、集団的自衛権行使容認の問題についてを質問いたします。市長の大分下野新聞よりは前向きな説明がありましたので、ありがとうございます。まず、この安倍内閣の考えている集団的自衛権容認の考え方なんですが、まず、彼らは、中国や北朝鮮、あるいは韓国、そういう領土問題での力に対抗してこっちも抑止力を持たなければならぬなどと言っておりますが、抑止力では日本は守れないんです。だって彼らは核弾頭をミサイルにつけてぶっぱなしたときに抑止力で抑止できません。それが1つ。そんなことをやればお互いに際限のない軍拡競争になる、これは歴史的に証明した事実であります。

さらに、集団自衛権の行使容認は集団安全保障と結びつくというのが国会の説明で明らかでございます。日本が日米軍事同盟などに参加しておりまして、そういうものが、もし他国でそういう戦闘状態になった場合には、日本も同盟国ですから、集団自衛権ということでそれに参加をすると。地球の果てまで自衛隊が派遣されると。これは明らかだということは、国会の論戦を見ても、安倍首相は否定をしませんでした。

さらに、この60年間、先ほど市長のほうからもありましたが、自衛隊が戦闘行為によって1人の犠牲者も出さないし、相手もその戦争で殺してはいないと。これは平和憲法9条があればこそ、そういうような日本の平和的な外交努力や平和的な手段でもって貢献するんだと、こういうことが信頼があるわけでありまして。それについて、自民党政府時代の歴代の法制局長官でさえも、集団的自衛権の行使が憲法上許されない、こういう立場をとってきたからこそ中立的な立場で平和に貢献できたんだと、世界から信頼されているんだと、こういうことを述べております。

問題なのは、内閣が一片の閣議決定で決定したからといって集団自衛権の行使が決まったわけではありません。彼らは、来年の一斉地方選挙に影響を与えてはならないということで、次の通常国会にその関係法令を整備する考えだそうですが、自衛隊法や警察法、こういうものを上程するという考えだそうでありますが、それら全てが今の平和憲法に真っ向から反することは明らかであります。

先ほど市長のほうでも説明がありましたように、日本国民は、いろいろありまして、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように決意して、ここに主権が国民に存在することを宣言してこの憲法を確定したんだと、こういうふうに書いてあるわけですし、憲法9条は戦争放棄を明確にしております。

さらに99条では、天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他公務員はこの憲法を尊重し、擁護する義務を負うと、こういうふうに書かれておりますので、この平和憲法を根底から覆すような集団自衛権行使容認の解釈は認められないということを訴えまして、ちょっと早いんですが、質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 以上で、18番平塚英教議員の一般質問は終了いたしました。

---

○議長（佐藤昇市） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は9月5日午前10時から開きます。本日は、これで散会します。大変御苦勞さまでした。

[午後 3時51分散会]